

竜王町環境基本計画

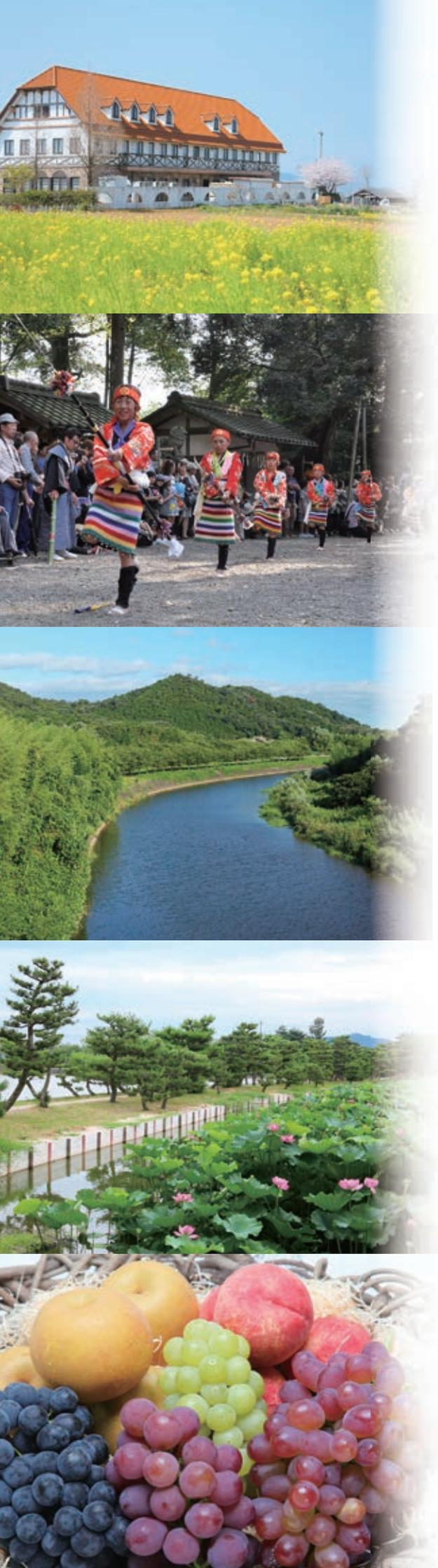
2016 ▶ 2021

次世代へ煌く 環境と交竜の郷



平成28年(2016年)3月

竜王町



目指すべき竜王町の環境未来像

『次世代へ煌く 環境と交竜の郷』

町民憲章

わたくしたちのまち竜王町は、二つの山なみを背景とした沃野にはぐくまれ、史実に残る古い歴史と恵まれた文化遺産を受けついできました

わたくしたちは、このうるわしい郷土に誇りと自覚をもち「緑と文化の町」にふさわしい、明るく住みよい町を築くため、この憲章を定め、これの実現につとめます

一、自然を愛し

みどり豊かな美しい町をつくりましょう

一、おはよう こんにちはがこだまする

うるおいのある町をつくりましょう

一、心とからだを鍛え

明るい家庭が育つ町をつくりましょう

一、仕事にはげみ

豊かで活力のある町をつくりましょう

一、若い力を育て

夢と希望にあふれる町をつくりましょう

竜王町総合計画の全体像

竜王町の
根幹的理念

「緑と文化の町」

町民憲章

自然を愛しみどり豊かな
美しい町をつくりましょう

竜王町環境基本計画の理念

- 豊かで美しい環境の実現
- 環境負荷の少ない
持続的発展可能な社会の構築
- 自主的かつ積極的な環境の
保全に係る行動
- 地球環境保全の推進へ、
全事業活動や日常生活における
積極的活動



計画の
目的

良好な環境の保全および創造



将来の世代へ継承



目指すべき竜王町の環境未来像
(スローガン)

じせだい きらめ
次世代へ煌く
かんきょう こうりゅう さと
環境と交電の郷

現在および将来の町民の健康で文化的な生活の確保を目指し、豊かな自然を次世代に引き継ぐために策定する環境基本計画のスローガン(平成28年～平成33年)

環境目標	環境要素
自 自然環境 豊かな自然 守ってつなぐ (人と自然とのふれあいの確保)	森林の環境
	田園空間の保全
	まちの環境
生 生活環境 安心を、住みやすさを、 創ってつなぐ	大気環境
	水・土壌環境
	廃棄物 (ごみ減量・分別)
文 歴史文化環境 誇れる歴史・文化を守りつなぐ	身近な生活環境
	文化財の保護 文化財の認知促進
環 地球環境 地域から地球環境の 保全に貢献する	地球温暖化
	その他 地球環境問題
工 再生可能エネルギー等 再生可能エネルギー等を 活用したエコライフを広げる	再生可能 エネルギー等
災 災害時の環境安全 被災時の住民の生活を、 からだを、こころを守る	被災時の 生活環境づくり
育 環境教育 竜王の自然・環境を 知って、つなぐ	学ぶ
	環境保全活動

施策の展開

基本施策	主要施策
恵み豊かな森林づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・法律等に基づく計画的な森林整備 ・森林の多面的機能の理解の促進
緑豊かで多様な自然環境の保全 健全な生態系の維持、 生物多様性の確保 田園空間の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な自然景観の保全活用 ・水辺空間の保全、整備 ・生物の生態・生育環境の保全・再生 ・野生動植物の適正な保護・管理 ・農村環境の整備 ・環境保全型農業の推進
開発と環境の調和のとれた、 緑あふれる街並みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な住環境の保全・創出 ・エコ景観づくりプロジェクト (竜王町エコタウンプラン行動計画) ・街並みの保全・整備 ・公園・緑地の計画的な保全・整備 ・市街地の緑化推進 ・公共施設等の緑化の推進
良好な大気環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしに伴う大気環境負荷の低減 ・事業活動に伴う大気環境負荷の低減 ・自動車からの大気環境負荷の低減
良好な水・土壌環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備 ・生活排水処理対策の推進、水洗化の普及 ・産業排水処理対策、油など漏えい対策の推進 ・土壌環境の保全 ・河川愛護事業の推進 ・エコライフプロジェクト (竜王町エコタウンプラン行動計画)保全推進活動
5Rと適正な廃棄物処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化に関する町民意識の啓発 ・エコライフプロジェクト (竜王町エコタウンプラン行動計画)ごみ減量推進活動 ・ごみの発生抑制・減量化 ・再使用・再生利用の促進 ・廃棄物の適正処理の推進 ・廃食油の燃料化
生活環境の保全・維持・向上 気持ちよく暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止体制の整備 ・騒音、悪臭など近隣公害の未然防止 ・不法投棄やごみのポイ捨て防止対策の推進 ・環境美化運動の推進 ・一斉清掃の実施と参加
歴史・文化的環境の保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護・活用 ・郷土の歴史・文化の保全・継承
歴史・文化的環境の認知を広める ため、教育の機会を設定する	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の教育、認知の促進 ・文化財を有する地区住民の育成、活動支援
地域からの行動による 地域温暖化防止への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない生活様式の推進 ・環境負荷の少ない自動車利用の促進 ・自動車利用の抑制 ・環境負荷の少ない燃料の使用促進 ・エコライフプロジェクト (竜王町エコタウンプラン行動計画)省エネルギー推進活動
地球環境問題への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層破壊への対応 ・酸性雨対策の推進 ・PM2.5への対応
太陽光、風力、太陽熱、バイオマス、 農林資源活用など	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー等の普及推進 ・太陽光エネルギーの利用 ・農林資源活用による発熱システム開発 ・環境負荷の少ない燃料の使用促進
被災時に生活困難な環境を 作らない	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設備環境 ・ライフラインの確保 ・廃棄物の処理体制 ・有害物の漏えい
自然・環境について自ら考え 行動が出来る人の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の収集・提供 ・環境学習の場や機会の充実 ・人材の育成・活用
環境団体の育成 自治会活動の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO団体の育成 ・事業者の取り組みの促進 ・自治会活動活性化の奨励

重点施策

主要施策の推進

重点プロジェクト 1

自然環境と生活の利便性が
調和した町を将来世代へ
(森林や農地の保全・活用と
タウンセンターエリアの整備)
○環境形成の満足度を70%に

重点プロジェクト 2

省資源・循環型のライフスタイルから
生まれる豊かな環境を将来世代へ
(ごみの減量化・廃棄物再生利用・
再生可能エネルギー等の促進)
○ごみの減量・省エネ、
リサイクル対策の満足度を70%に

重点プロジェクト 3

自然豊かな文化の薫る
「住みたい町」を将来世代へ
(まち美化の推進)
○環境保全の満足度を80%に

重点プロジェクト 4

安心安全な住みよい環境を
将来世代へ
(水環境・大気環境の保全・向上、
災害時の生活環境保全)
○環境保全の満足度を80%に

重点プロジェクト 5

豊かな自然・住みよい環境を
自分たちで造り、将来世代へ
(自然・環境について自ら考え、
行動が出来る人の育成)

積極的施策

重点プロジェクト 6

竜王町環境マイスター
育成学習会の実施(地区懇談会ベース)

重点プロジェクト 7

太陽光発電を含めた再生可能
エネルギー等の利用促進運動

重点プロジェクト 8

低公害車、低燃費車、軽自動車の
利用推進

重点プロジェクト 9

身近な環境の整備、「空き家対策」

第1章

環境基本計画の基本事項 07

第1節	計画策定の背景・目的	08
第2節	計画の理念	09
第3節	計画の役割	10
第4節	計画の位置づけ	10
第5節	関係系統図	11
第6節	計画の期間	11
第7節	計画の対象範囲（地域・主体・範囲）	11
7-1	計画の対象地域	11
7-2	計画の主体	11
7-3	各主体の役割	11
7-4	計画の範囲	13

第2章

環境未来像実現に向けた基本目標 15

第1節	竜王町総合計画の基本施策に示されている目標指標	16
-----	-------------------------	----

第3章

竜王町の現状と課題 19

第1節	地域の概要	20
1-1	竜王町の環境（土地・気象）	20
1-2	人口	21
1-3	産業	24
1-4	生活環境	26
第2節	特性と課題	28
2-1	アンケート実施《平成27年2月実施》の概要	28
2-2	町民、中学生へのアンケート結果	28
2-3	事業者へのアンケート結果	35
2-4	アンケートまとめと取り組むべき課題	36

第4章

施策の展開	39
第1節 施策の方針	40
第2節 基本施策	41
2-1 環境施策の体系	41
2-2 基本施策と主要施策	42
第3節 重点プロジェクト	56
3-1 位置付けとねらい	56
3-2 重点プロジェクト	57
3-3 取り組み	58

第5章

計画の推進および評価	65
第1節 計画の周知体制	66
第2節 計画の推進体制	66
第3節 計画の進行管理・評価の仕方	66
第4節 計画の見直し	67

資料編	69
資料-1 竜王町環境基本条例	70
資料-2 竜王町環境審議会委員名簿	75
資料-3 竜王町環境基本計画の策定経過	76
資料-4 竜王町環境審議会からの答申	76
資料-5 用語解説	77

第 1 章

環境基本計画の 基本事項

- 第 1 節 計画策定の背景・目的
- 第 2 節 計画の理念
- 第 3 節 計画の役割
- 第 4 節 計画の位置づけ
- 第 5 節 関係系統図
- 第 6 節 計画の期間
- 第 7 節 計画の対象範囲（地域・主体・範囲）
 - 7-1 計画の対象地域
 - 7-2 計画の主体
 - 7-3 各主体の役割
 - 7-4 計画の範囲

第1章 環境基本計画の 基本事項

第1節 計画策定の背景・目的

地球温暖化防止、循環型社会の構築、自然環境保全・再生、生物多様性の確保等、環境への関心が高まっています。

地球温暖化は、気温・海水面の上昇、洪水・高潮、干ばつ等の異常気象の増加などの広範な影響を及ぼすと予測されています。世界の人口・経済の拡大による資源・エネルギー不足、生態系の破壊、経済活動による地球環境への負荷の増加などの課題が顕在化しています。

こうした中、国においては複雑化・多様化する環境問題に対処するため、平成5年に「環境基本法」を制定しました。この環境基本法に基づき、平成24年には「第4次環境基本計画」が閣議決定され、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の基本的な方向性が示されました。また平成12年には「循環型社会形成推進基本法」や個別リサイクル法が整備され、循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。

本町においては、平成23年3月に「第5次竜王町総合計画」を策定し、4つの基本理念を示し、その考えのもと、目指すべき将来像を「“ひと”育ちみんなで煌く交竜の郷」としました。4つの基本理念のひとつに「豊かな自然と歴史を誇れるまちづくり」が定められています。

「第5次竜王町総合計画」における基本目標として、その目指すべき将来像の実現を図るために「5つのまちづくり分野」として施策展開の目標を設定しました。この目標のうち「まちの美しい環境に関する分野」「生活の安心・安全に関する分野」を定め、その施策の展開の中で、「資源循環社会の推進」、「田園空間の保全」について取り組みを示しています。

また平成26年3月に「竜王町環境基本条例」を制定し、平成26年4月から施行しました。本条例において、良好な環境の保全および創造に関する基本理念や町民、事業者、町内で活動する者（滞在者および団体）および町の役割や、施策の基本方針を示し、環境の維持保全および育成を図ることとしました。

この「竜王町環境基本計画」は、国および県の環境基本計画、竜王町総合計画との整合に配慮しながら、「竜王町環境基本条例」に基づき、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の町民の健康で文化的な生活の確保を目指し、豊かな自然を次世代に引き継ぐために策定するものです。

第2節 計画の理念

竜王町は、「緑と文化の町」を根幹的な理念にしながら、まちを育んできました。また、竜王町環境基本条例の基本理念では良好な環境の保全および創造を達成し、将来世代へ継承することを目的としています。

これらの基本理念を踏まえ、本計画の理念を示します。

竜王町の根幹的理念 「緑と文化の町」

町民憲章 自然を愛しみどり豊かな美しい町をつくりましょう

計画の理念

- ・豊かで美しい環境の実現
- ・環境負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築
- ・自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動
- ・地球環境保全の推進へ、全事業活動や日常生活における積極的活動

計画の目的

良好な
環境の保全
および創造

将来の
世代へ継承

第3節 計画の役割

竜王町総合計画に基づき、環境に係る施策の方針等を定め、環境施策の具体化を図ります。

本計画は、主に以下のような役割を担っています。

課題の提起	町の環境の特徴や課題を把握し、認識を深めるものです。
環境の目標	町民・事業者・町内で活動する者(滞在者および団体)および町が一体となり取り組むための目標を共有するものです。
施策の方向	町の環境施策を中・長期的視点から総合的に推進するための方向性を示すものです。
重点的取り組み	目標の実現に向け、町が特に重点的に取り組む施策を掲げるものです。
行動の指針	町民や事業者、町内で活動する者(滞在者および団体)の各主体の自発的行動を促す指針となるものです。
推進・進行管理	計画の推進を図るため、推進体制や進行管理方策等を示すものです。

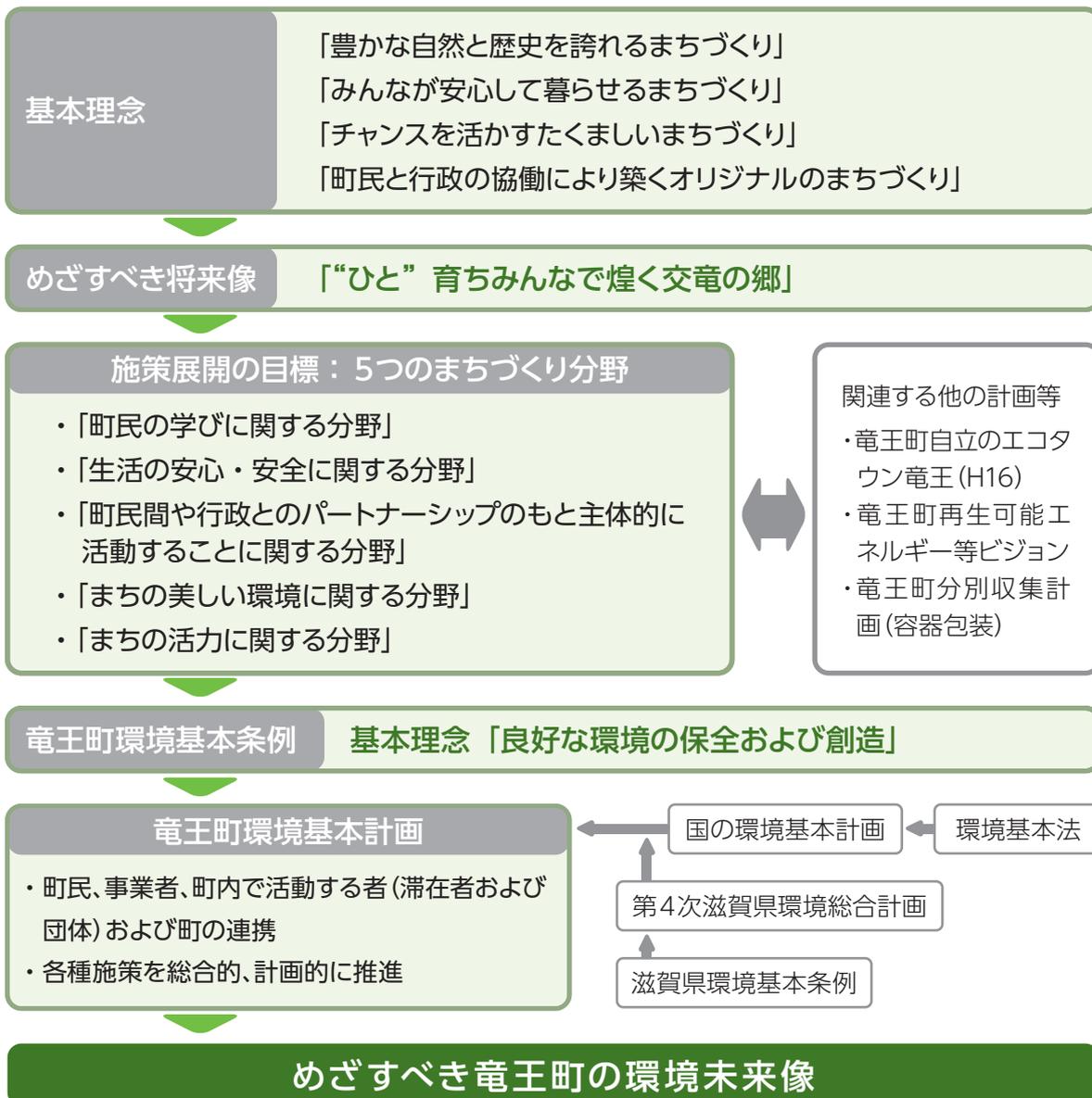
第4節 計画の位置づけ

本計画は、「竜王町環境基本条例」に掲げる基本理念を実現するため、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針としての役割を担っています。また本計画は「竜王町総合計画」を上位計画とし、「新滋賀県環境総合計画」との整合性も確保したものとします。

第5節 関係系統図

「竜王町総合計画」や「竜王町環境基本条例」等との関連から本計画の位置づけを示します。

第5次竜王町総合計画



第6節 計画の期間

本計画の期間は、町の最上位計画である「竜王町総合計画」との整合を図るために、平成33年度を最終年度とします。また、町を取り巻く社会状況の変化および技術の進展等に対応できるよう、必要な見直しを行います。

第5次竜王町総合計画	2011年（平成23年）～2020年（平成32年）
竜王町環境基本計画	2016年（平成28年）～2021年（平成33年）

第7節 計画の対象範囲（地域・主体・範囲）

7-1 計画の対象地域

本計画は、竜王町全体を対象とします。また地域により環境の特性や取り組みなどが異なるため、各地特性にも配慮するものとします。ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や滋賀県、国および地域全体も視野に入れた計画とします。

7-2 計画の主体

本計画の対象主体は町民・事業者・町内で活動する者（滞在者および団体）および町とし、それぞれの立場での役割を分担します。

7-3 各主体の役割

各主体の役割を示します。

・町民

- 日常生活において環境への負荷の低減および公害の防止ならびに自然環境の適正な保全に努めます。
- 良好な環境の保全および創造に自ら努めます。
- 町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力します。

・事業者

- 事業活動を行うにあたって、環境への負荷の低減に努めます。
- 公害を防止し、または自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じます。
- 製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めます。

- 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めます。
- 良好な環境の保全および創造に自ら努めます。
- 町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力します。

・町内で活動する者(滞在者および団体)

- 自然環境の適正な保全に努めます。
- 町が実施する良好な環境の保全および創造に関する施策に協力します。

・町

- 良好な環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施します。
- 町民および事業者の良好な環境の保全または快適な環境の形成のための取り組みを支援します。

竜王町環境基本条例では、各主体の役割について次の通り示しています。

<p>(第4条)</p> <p>町民</p>	<p>町民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷の低減および公害の防止ならびに自然環境の適正な保全に努めなければならない。</p> <p>町民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。</p>
<p>(第5条)</p> <p>事業者</p>	<p>事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うにあたって、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、または自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。</p>
<p>(第6条)</p> <p>町内で活動する者 (滞在者および団体)</p>	<p>町内において活動しようとする滞在者および団体は、基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。</p>
<p>(第7条)</p> <p>町</p>	<p>町は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。</p> <p>町は、町民および事業者の良好な環境の保全または快適な環境の形成のための取り組みを支援する責務を有する。</p>

7-4 計画の範囲

本計画の環境の範囲は、地域的なものから地球規模まで、幅広い環境要素とします。

自 然	山や川などの自然環境や、農地、森林など 生態系
ま ち	景観 大気・水質・土壌・騒音・振動・悪臭など公害 光害・日照妨害・通風妨害・電波妨害・廃棄物の不法投棄 災害時の生活環境・インフラ整備(水道・電気・廃棄物)
資 源	ごみ資源、リサイクルの推進 循環型社会、省エネルギー、再生可能エネルギー等

第2章

環境未来像実現に向けた 基本目標

第1節 竜王町総合計画の基本施策に
示されている目標指標

第2章 環境未来像実現に向けた基本目標

竜王町総合計画重点施策に示されている目標やその他の基準・目標値を示し良好な環境の保全および創造をめざします。

基本目標は、長期的な視点とあわせ、短期的に達成可能な目標を設定します。

第1節 竜王町総合計画の基本施策に示されている目標指標

竜王町総合計画では、各基本施策において目標指標を示しています。

目標指標は、客観統計指標と町民実感指標として整理されています。その中で本計画に関する目標を抜粋し示しました。

客観統計指標	現状(2010年) (平成22年)	5年後(2015年) (平成27年)	10年後(2020年) (平成32年)
家庭系一般廃棄物(焼却処分)	166.9kg/人	158.9kg/人	150.0kg/人
資源ごみの回収量	28.9kg/人	29.5kg/人	30.0kg/人
下水道普及率	89.7%	91.6%	92.4%
河川愛護取り組み面積	674,000㎡	800,000㎡	850,000㎡
指定文化財(国・県・町)件数	43件	45件	50件

町民実感指標	現状(2010年) (平成22年)	5年後(2015年) (平成27年)	10年後(2020年) (平成32年)
環境保全の満足度	60.8%	70.0%	80.0%
環境形成の満足度	51.5%	60.0%	70.0%
ごみの減量・省エネ、 リサイクル対策の満足度	53.5%	60.0%	70.0%
住環境の整備の満足度	39.2%	50.0%	60.0%
公園の整備の満足度	41.5%	50.0%	60.0%
歴史・伝統文化の継承の満足度	70.9%	80.0%	90.0%
上水道の安定供給の満足度	76.1%	85.0%	90.0%

第 3 章

竜王町の現状と課題

第 1 節 地域の概要

- 1-1 竜王町の環境(土地・気象)
- 1-2 人口
- 1-3 産業
- 1-4 生活環境

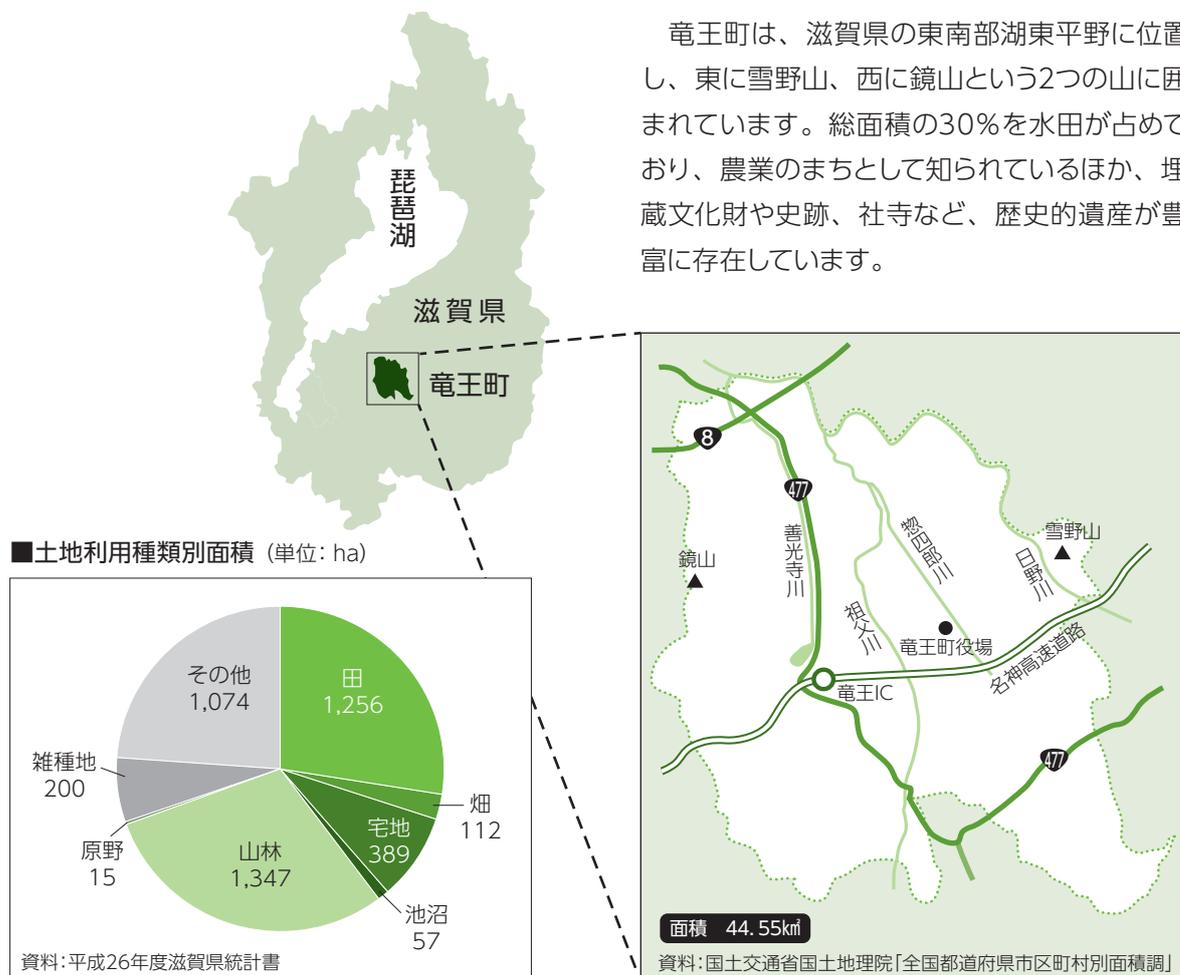
第 2 節 特性と課題

- 2-1 アンケート実施《平成27年2月実施》の概要
- 2-2 町民、中学生へのアンケート結果
- 2-3 事業者へのアンケート結果
- 2-4 アンケートまとめ

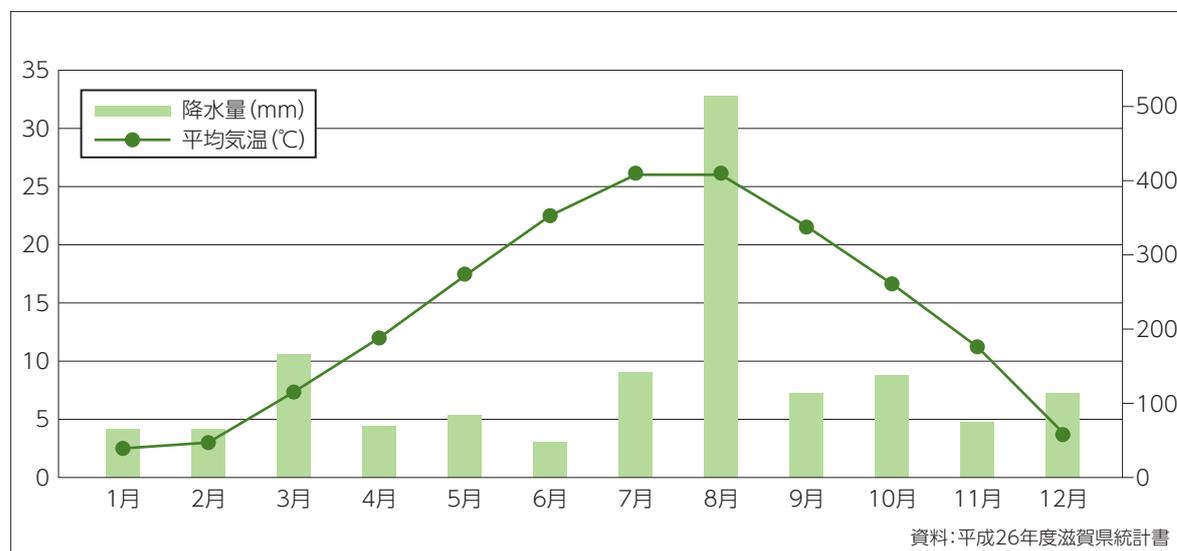
第3章 竜王町の現状と課題

第1節 地域の概要

1-1 竜王町の環境（土地・気象）



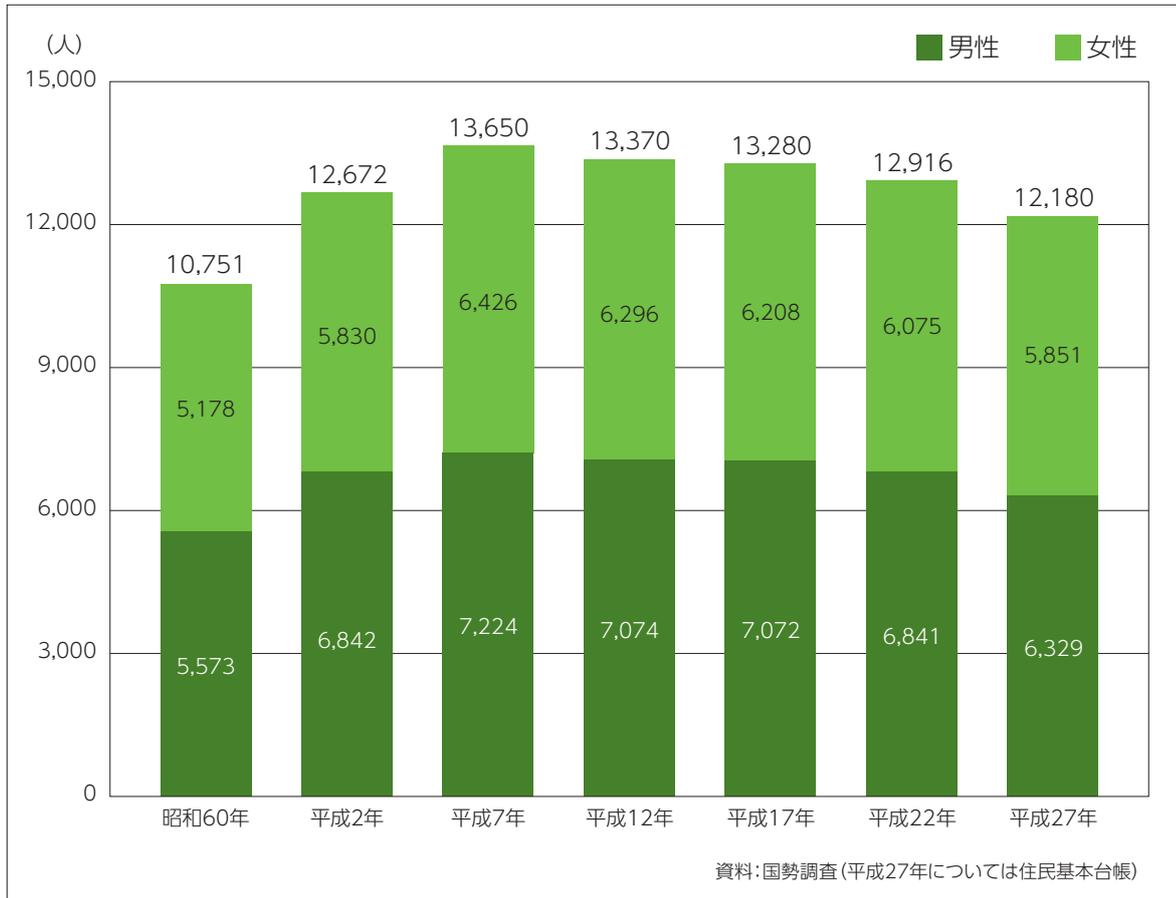
■月別平均気温・降水量【平成26年(2013)年】



1-2 人口

総人口の推移

竜王町の人口は、平成7年の13,650人をピークに横ばいから微減傾向が続いています。

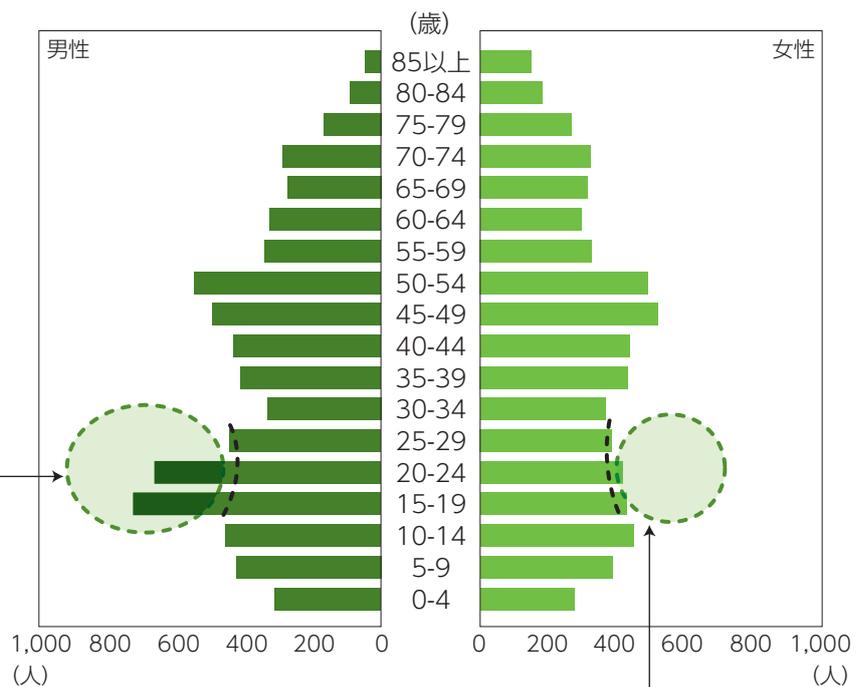


人口構造の変遷

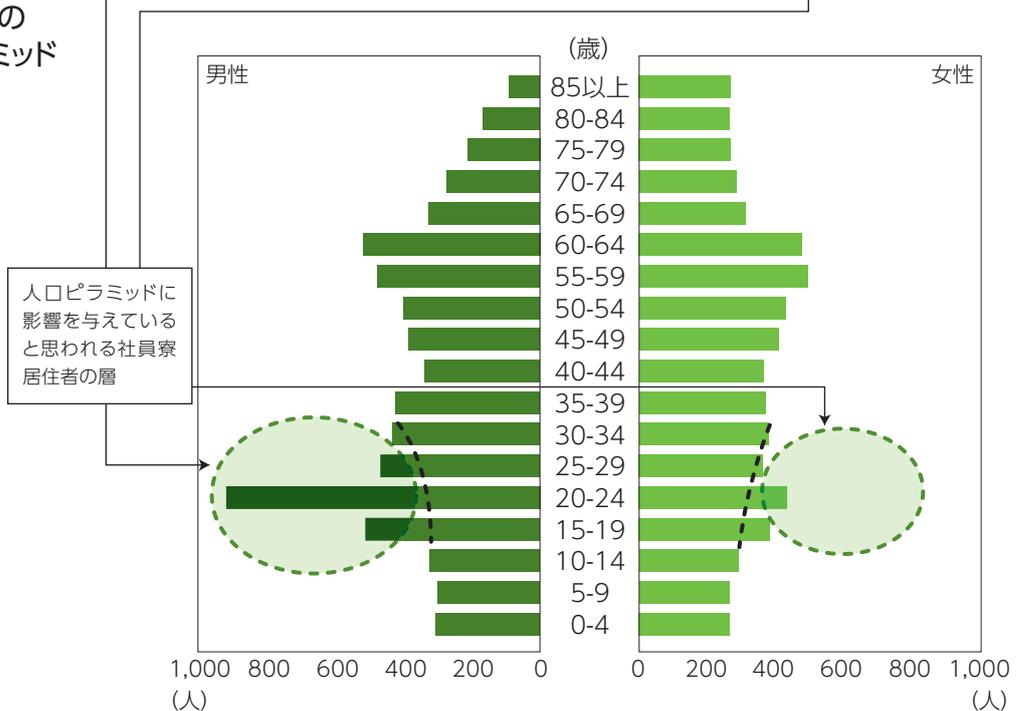
人口ピラミッドを見ると、平成12年には「15-19歳」「20-24歳」の男性が特に多くなっていたものが、平成22年では「20-24歳」がさらに突出して多くなっており、企業の社員寮に住んでいる人が増えたことが影響しているものと想定されます。

また、平成12年で「45-49歳」「50-54歳」だった、いわゆる団塊の世代が、平成22年では「55-59歳」「60-64歳」の世代となっており、今後10年間で、高齢化はさらに加速するものと推測されます。

■平成12年の人口ピラミッド



■平成22年の人口ピラミッド



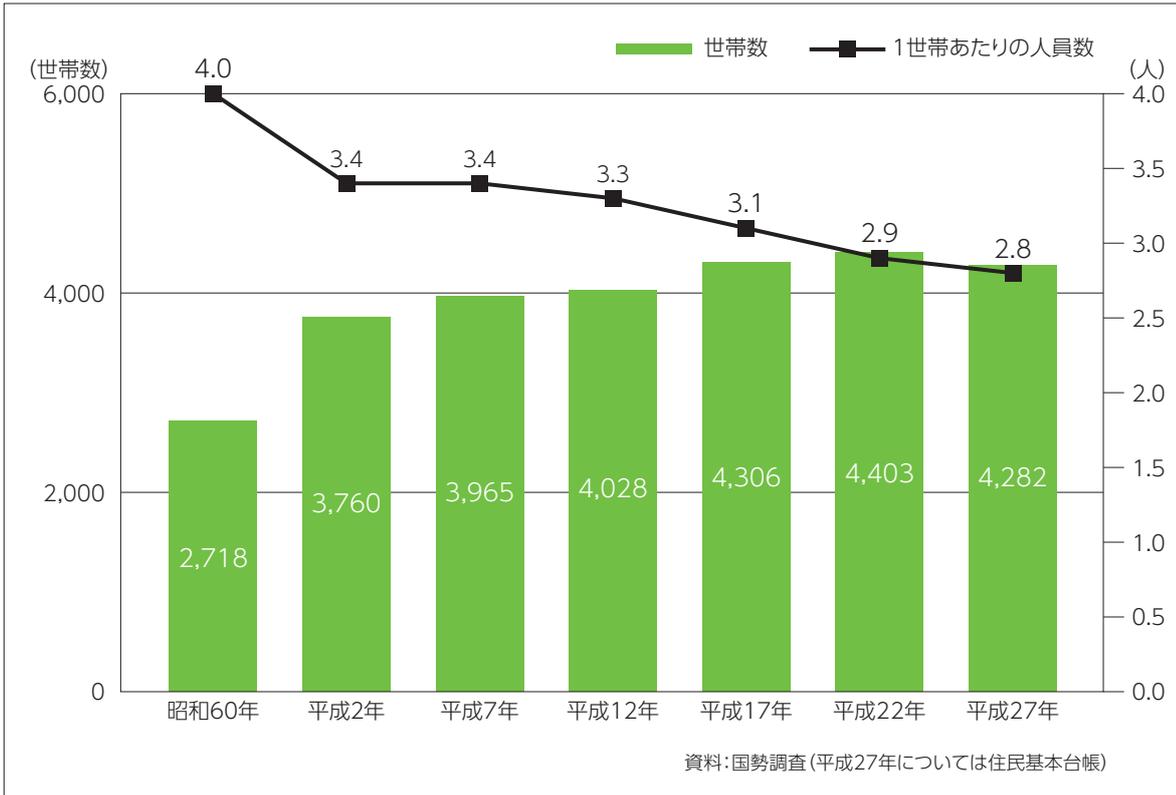
資料: 国勢調査

世帯数の推移

人口と世帯数の推移

竜王町の世帯数は、増加を続けておりましたが、近年は微減の傾向にあります。平成27年で4,282世帯となっています。

1世帯あたり人員数は減少傾向にあり、平成27年で2.8人となっています。



高齢者世帯の状況

高齢者世帯数は年々増加しており、特に高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯は急増しています。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減率
一般世帯	2,718	3,760	3,965	4,028	4,306	4,403	+62.0%
65歳以上の親族のいる一般世帯	1,013	1,152	1,334	1,429	1,531	1,611	+59.0%
一般世帯に占める高齢者世帯の割合	37.3%	30.6%	33.6%	35.5%	35.6%	36.6%	—
高齢者単身世帯	37	37	46	66	90	142	+283.8%
高齢者夫婦世帯	52	53	72	81	177	259	+398.1%

資料:国勢調査

1-3 産業

産業別事業所数・従事者数の推移

事業所数は増加傾向にあり、特に卸売・小売業、飲食店の事業所数・従事者数の増加が顕著に見られます。

区 分	平成13年		平成18年		平成21年		平成24年		平成26年	
	事業所数	従事者数	事業所数	従事者数	事業所数	従事者数	事業所数	従事者数	事業所数	従事者数
総 数	505	7,862	489	9,903	526	10,704	628	10,828	724	12,619
農林漁業	5	47	8	83	11	118	11	141	11	156
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	103	506	92	467	97	488	87	427	83	509
製造業	72	5,114	76	6,972	76	7,147	82	6,611	75	7,328
電気・ガス・ 熱供給・水道業	2	6	1	7	1	19	—	—	1	7
運輸・通信業	13	392	15	425	20	433	20	416	20	417
卸売・小売業、飲食店	155	877	137	865	148	1,226	268	2,325	331	2,718
金融・保険業	6	37	7	39	7	42	8	44	7	47
不動産業	—	—	2	3	6	34	7	13	6	27
サービス業	144	774	145	948	154	1,119	145	851	184	1,299
公務 (他に分類されないもの)	5	109	6	94	6	78	—	—	6	111

資料：企業統計調査（平成24年については経済センサス）

農家数・農家人口・経営耕地面積の推移

販売農家数は減少していますが、専業農家数は増加しています。また経営耕地面積のうち、田・畑は減少していますが、樹園地は増加しています。

年	販売農家数 (戸)	専業農家数 (戸)	兼業農家数(戸)		経営耕地面積(a)			
			第一種	第二種	田	畑	樹園地	計
平成 7(1995)年	983	25	57	962	123,822	6,548	968	131,338
平成12(2000)年	906	32	37	837	122,101	4,141	2,154	128,396
平成17(2005)年	796	38	65	693	118,474	3,839	4,545	126,858
平成22(2010)年	666	48	51	567	117,252	3,364	2,079	122,695

資料：農林業センサス

畜産農家の推移

飼養経営体数は減少傾向にあります。肉用牛の飼養頭数は平成17年度をピークに減少に転じています。

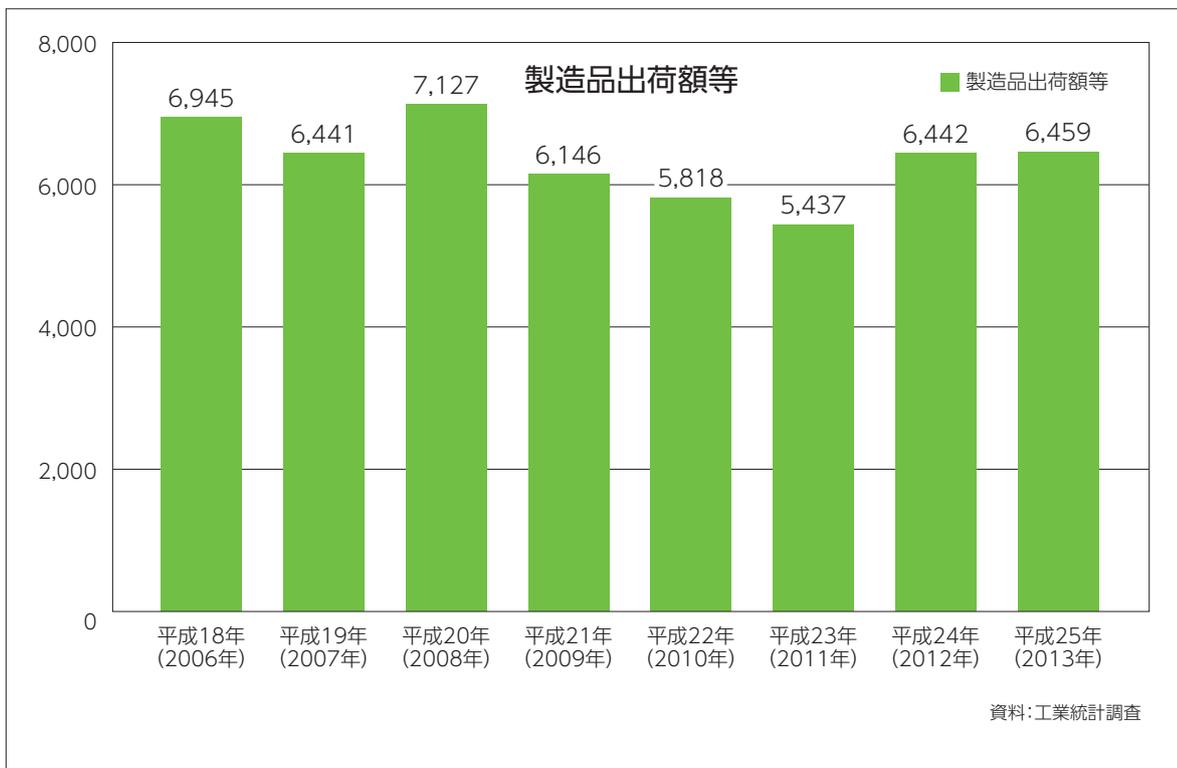
年	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼養 経営体数	飼養頭数	飼養 経営体数	飼養頭数	飼養 経営体数	飼養頭数	飼養 経営体数	飼養頭数	出荷した 経営体数	出荷羽数
平成 7(1995)年	7	238	8	1,721	—	—	11	136,200	1	65,000
平成12(2000)年	5	195	8	2,303	—	—	7	108,300	1	×
平成17(2005)年	3	128	11	2,789	—	—	5	87,300	—	—
平成22(2010)年	3	115	5	2,177	—	—	3	28,000	1	×

※ ×…調査客体が少ないため秘密保護の観点から数値を秘匿したことを示す。

資料：農林業センサス

工業の推移

製造品出荷額等は、平成20年度をピークに減少に転じていましたが、平成23年度を底として平成24年度以降増加に転じています。



商業の推移

小売業は平成22年にアウトレットモール、平成23年にタウンセンターエリアに商業施設が開業されたことより、平成26年の調査において全ての項目が大きく増加しました。

年	卸売業			小売業			合計		
	事業所	従業者(人)	年間商品販売額(万円)	事業所	従業者(人)	年間商品販売額(万円)	事業所	従業者(人)	年間商品販売額(万円)
平成 9(1997)年	12	106	742,812	103	457	662,445	115	563	1,405,257
平成11(1999)年	17	138	751,316	104	502	684,810	121	640	1,436,126
平成14(2002)年	14	91	515,732	100	518	653,795	114	609	1,169,527
平成16(2004)年	16	98	1,056,121	96	491	670,055	112	589	1,726,176
平成19(2007)年	18	154	1,382,507	92	474	617,522	110	628	2,000,029
平成26(2014)年	17	104	1,013,200	162	1,225	2,619,600	179	1,329	3,632,800

資料:商業統計調査

1-4 生活環境

ごみ処理の推移

処理人口は減少傾向が続いていますが、収集量は増加傾向です。

	処理人口(人)	年間総収集量(t)
平成21(2009)年	13,305	3,099
平成22(2010)年	13,131	3,328
平成23(2011)年	12,923	3,417
平成24(2012)年	12,730	3,476
平成25(2013)年	12,711	3,766
平成26(2014)年	12,432	3,815

※中部清掃組合への年間搬入量

資料:滋賀県統計書

し尿処理の推移

処理人口および、収集量ともに減少傾向となっています。

	処理人口(人)	年間総収穫量(キロリットル)
平成21(2009)年	1,073	1,195
平成22(2010)年	1,012	1,166
平成23(2011)年	947	1,002
平成24(2012)年	751	915
平成25(2013)年	940	789
平成26(2014)年	879	740

資料:滋賀県統計書

水道の普及状況

人口 (人)	上水道 給水人口(人)	専用水道 給水人口(人)	合計 (人)	普及率 (%)
12,432	12,054	378	12,432	100

資料:平成26年滋賀県統計書

下水道の普及状況

整備済み面積 (ha)	行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
388.3	12,432	10,561	85.0

資料:平成26年滋賀県統計書

第2節 特性と課題

竜王町における良好な環境の形成に向けて豊かな自然環境、快適な生活環境の保全など自然と共生した環境保全を目指し、省資源・省エネルギーおよび循環、リサイクルによる環境負荷の低減を重視し、今後の望ましい環境像と基本目標、環境基本施策、環境配慮指針等について検討を行い「竜王町環境基本計画」を策定するため、アンケートを実施しました。

2-1 アンケート実施《平成27年2月実施》の概要

アンケート実施《平成27年2月実施》の概要

区分	アンケート方法	有効回答数	有効回答率
町民	無作為抽出した町内在住の満18歳以上の町民に、郵送によりアンケート用紙を配布・回収	446人	44.6%
中学生	教育委員会および竜王中学校の協力を得て、中学生3年生を対象に実施	103人	100%
事業者	無作為抽出した町内事業者に、郵送によりアンケート用紙を配布・回収	37人	74.0%

2-2 町民、中学生へのアンケート結果

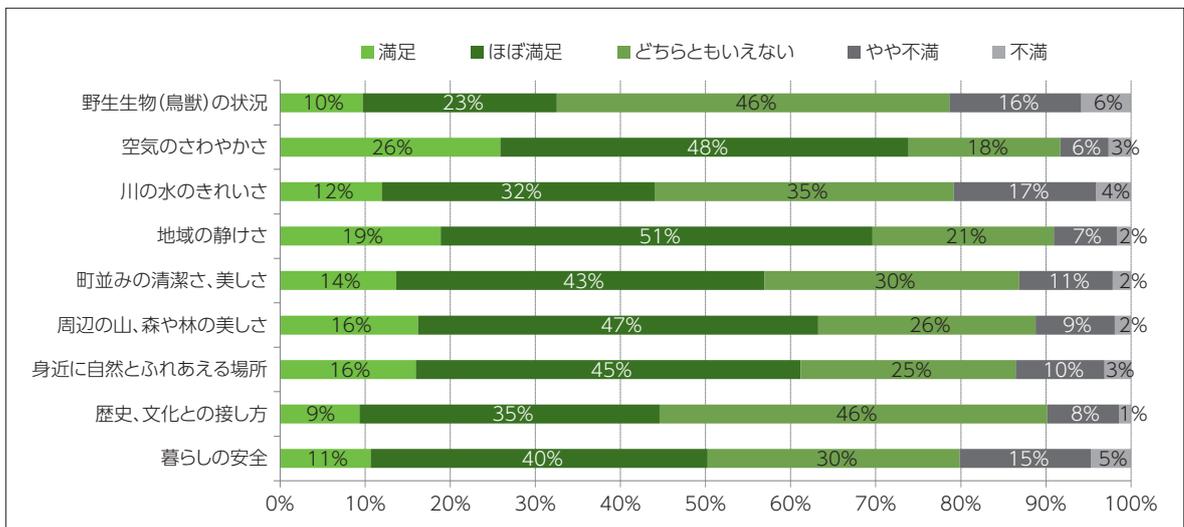
1 竜王町の環境について

①町民

町民の環境についての満足度は、全体において「不満」「やや不満」以外の回答で約80%以上を超える結果となっている。

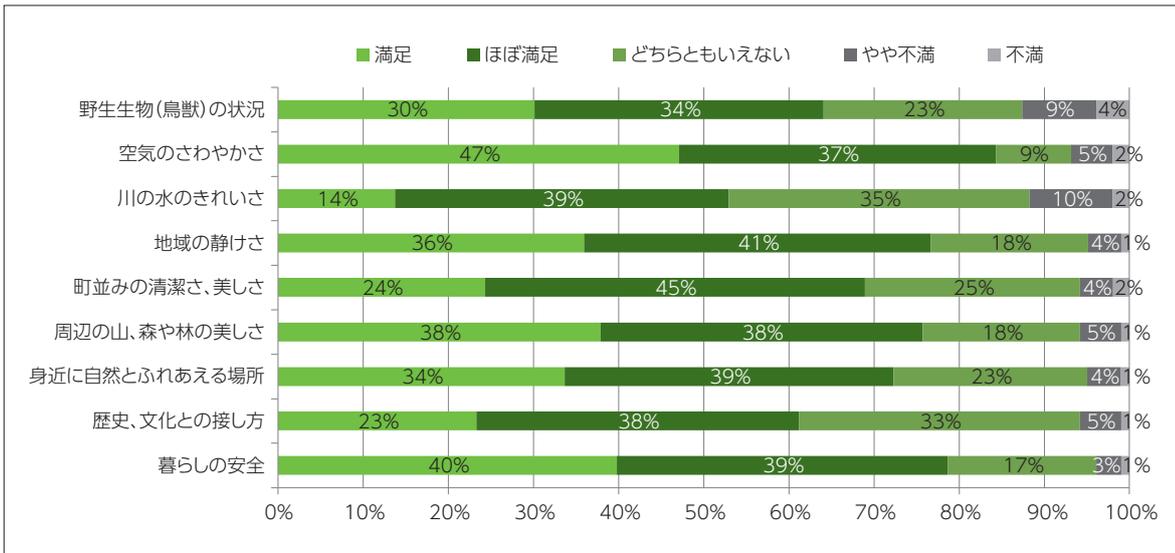
野生生物(鳥獣)の状況の満足度が低いのは、鳥獣による農作物の被害が回答に影響していると考えられる。

また、川の水のきれいさ、歴史、文化との接し方はそれぞれ「満足」「ほぼ満足」を合せても50%を下回る結果となっている。



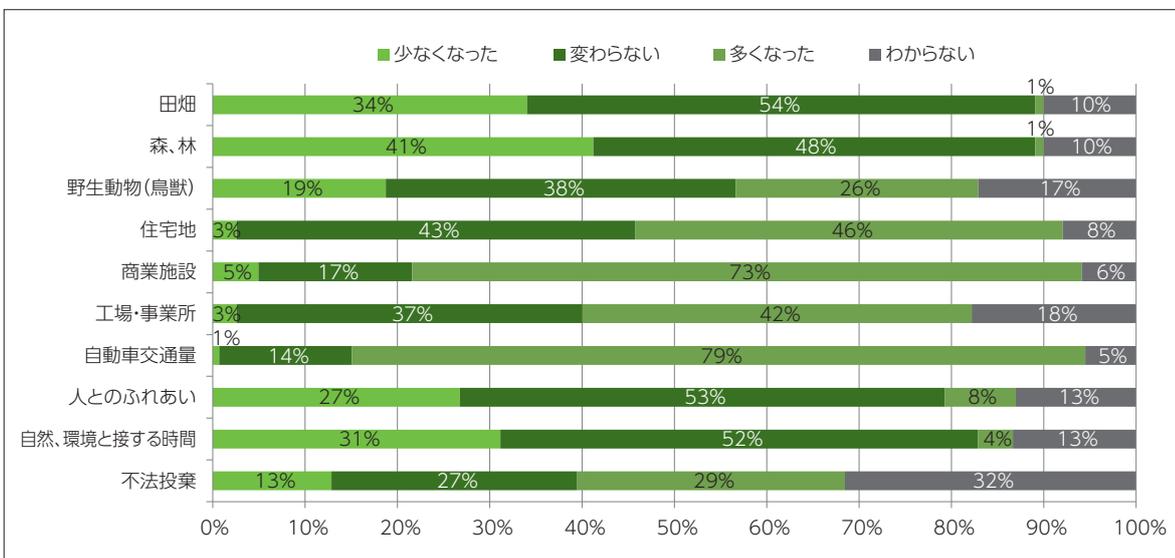
②中学生

中学生の環境についての満足度は、全体において「不満」「やや不満」以外の回答で約90%以上を超える結果となっている。「川の水のきれいさ」については、「満足」「ほぼ満足」を合わせても約50%にとどまっている。



2 最近10年間の竜王町の状況の変化について (町民のみ)

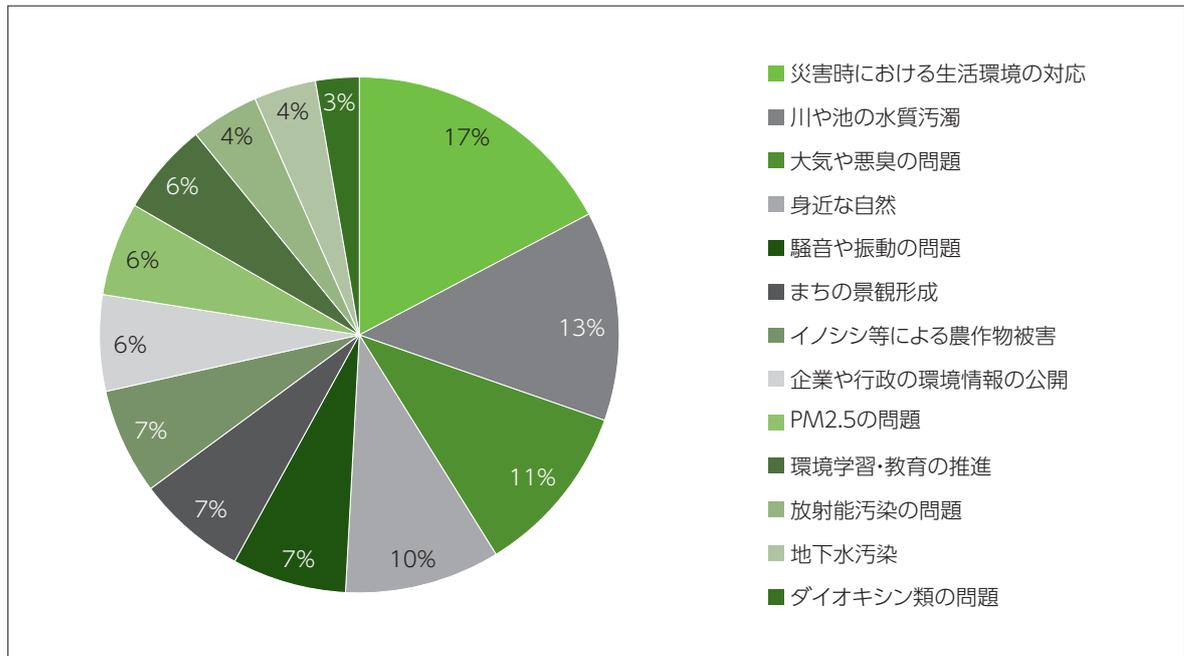
田畑・森、林など基本的な地理的環境については「少なくなった」と回答された方が40%近くとなり、一方で住宅地・商業施設・工場事業所・自動車交通量についての回答でそれぞれ「多くなった」が最多となっていることから、都市化が感じられていると推察される。



3 住みよい環境を作る上で、関心があること

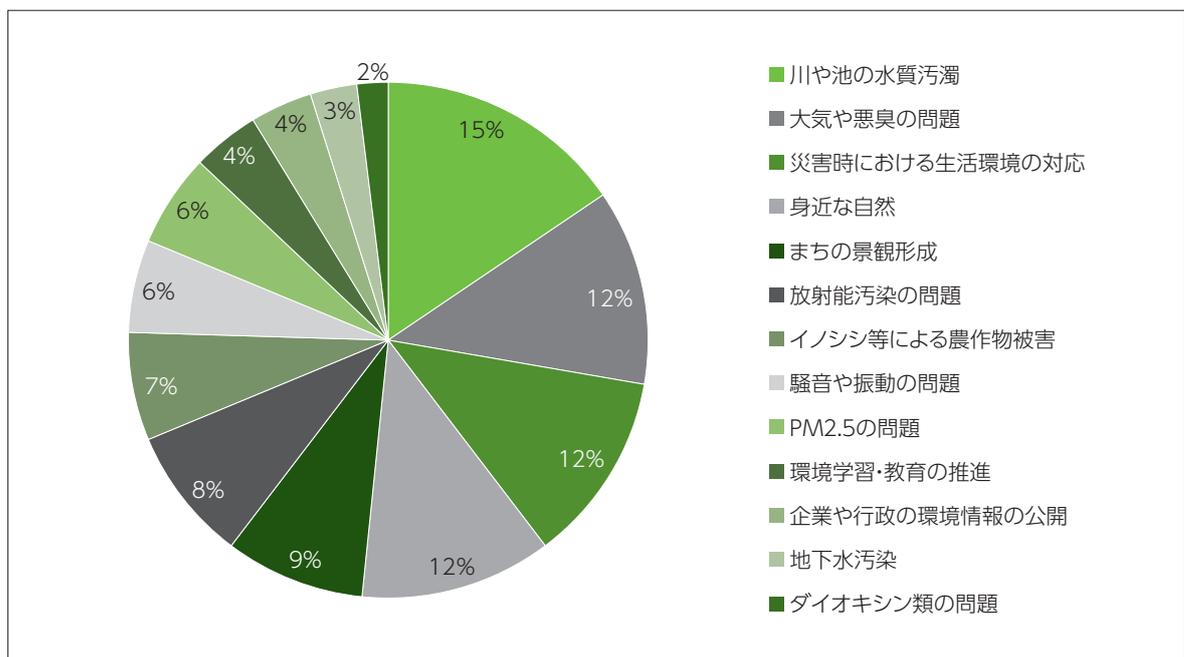
①町民

身近な環境の指標である、水質汚濁・大気汚染の関心が高いが、ただそれらを「災害時の生活環境」が上回る結果となった。昨今各地で発生している自然災害の状況が背景にあると考えられる。



②中学生

身近な環境の指標である、水質汚濁・大気汚染の関心が高い。ただそれらに続き「災害時の生活環境」の関心が高い結果となった。昨今各地で発生している自然災害の状況が背景にあると推測される。

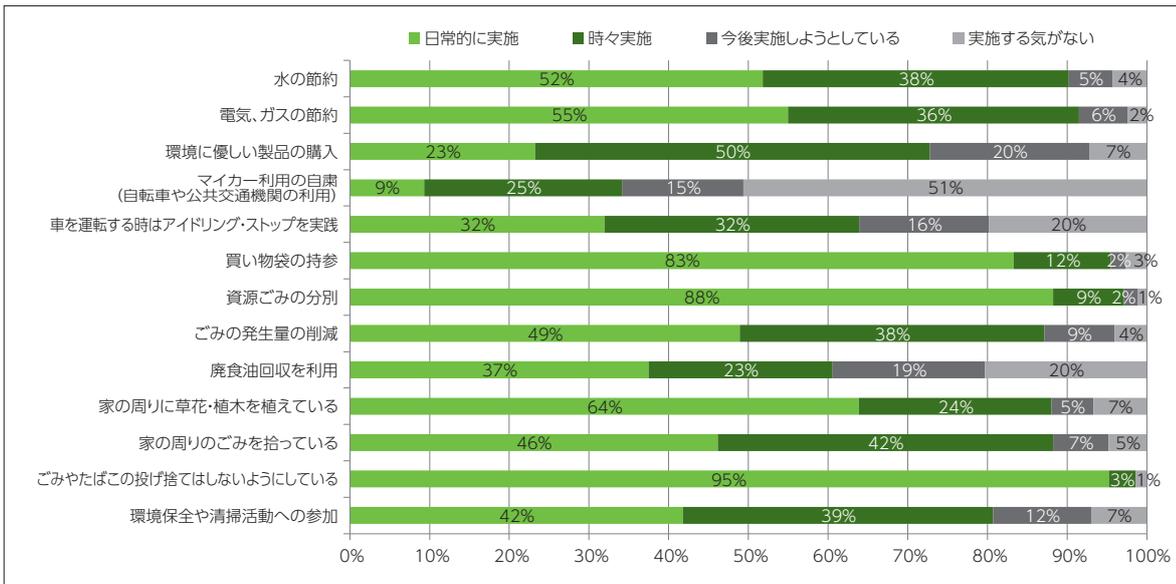


4 日常生活において取り組んでいる行動について

①町民

資源の節約、再利用、ごみの削減、緑化、都市景観の保全に関することについては、「日常的に実施」「時々実施」「今後実施しようとしている」の回答が90%以上となり、環境への高い意識と行動がみられる。一方、「マイカー利用の自粛」については「実施する気がない」が51%となった。

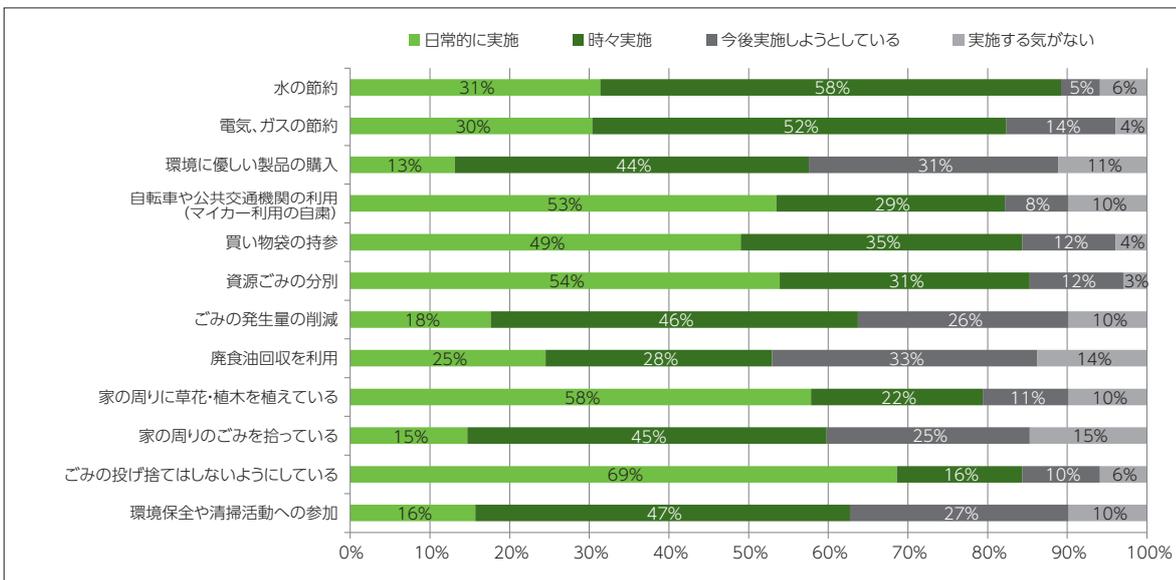
また、廃食油回収を利用については、「日常的に実施」「時々実施」を合わせて60%、「今後実施しようとしている」は19%の回答を得た。



②中学生

全ての設問に対して「日常的に実施」「時々実施」「今後実施しようとしている」の回答が84%以上となり、環境への高い意識と行動がみられる。

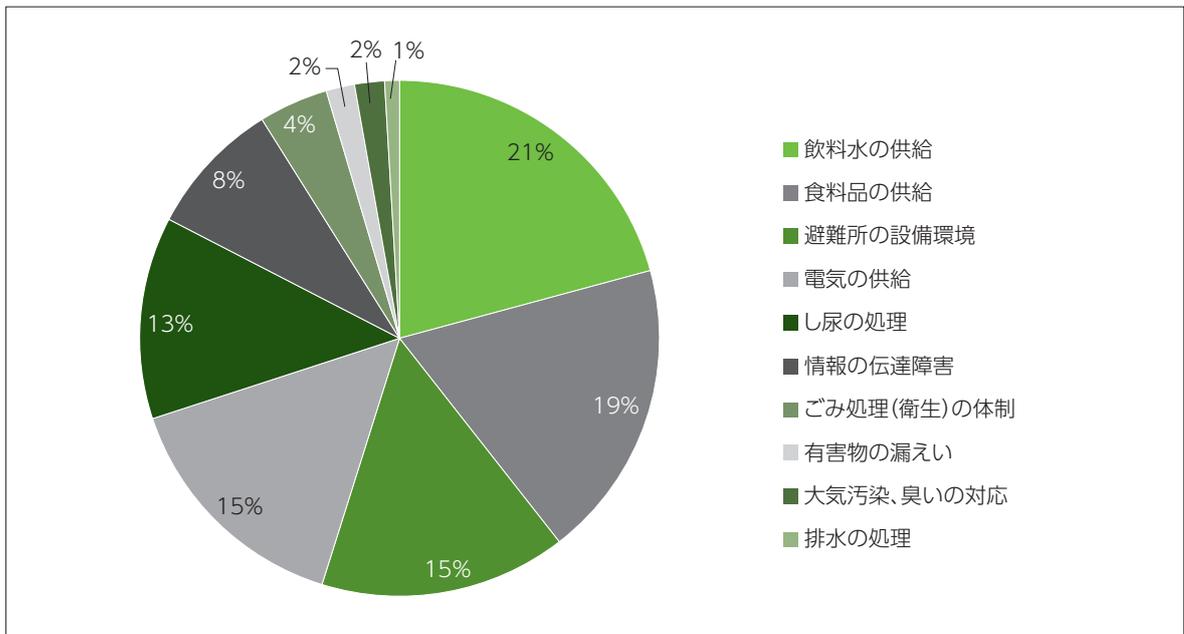
ただ、「ごみの投げ捨てはしないようにしている」の設問では、「日常的に実施」が一般町民の95%に対し、69%と低い結果となっている。



5 被災時における生活環境の対応について、心配があること

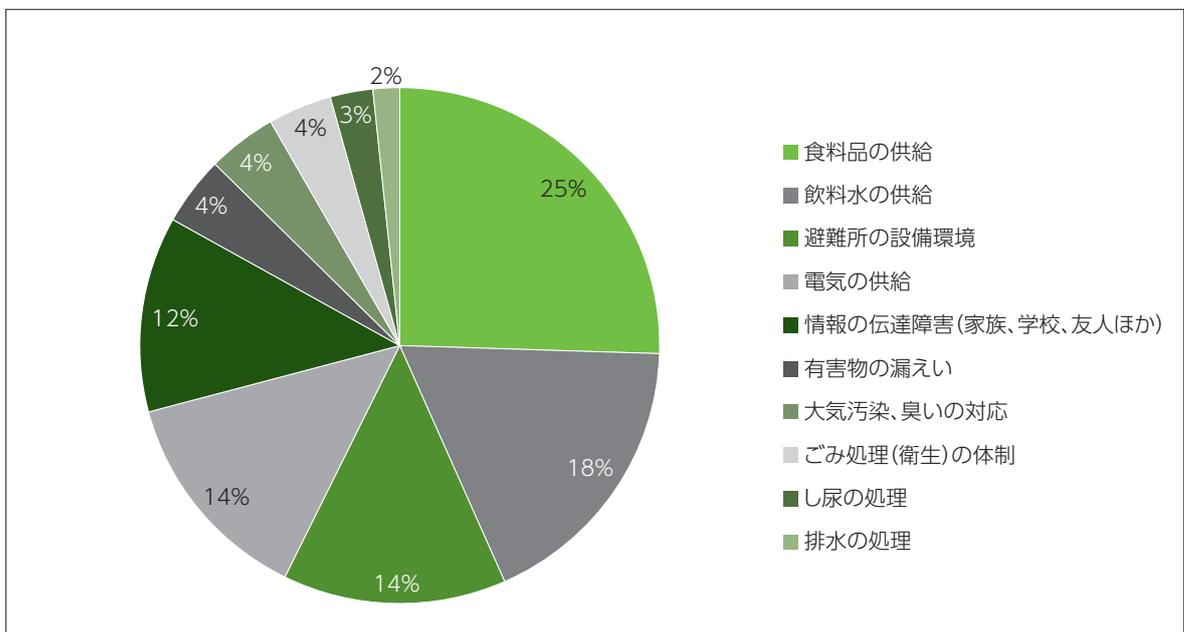
①町民

飲料水の供給、食料品の供給、避難所の設備環境、電気の供給の順に関心が高い結果を示した。衛生、公害に関するところではし尿処理への関心が高い結果を示した。



②中学生

一般住民と同じく飲料水の供給、食料品の供給、避難所の設備環境、電気の供給の順に関心が高い結果を示した。次いで情報の伝達障害について関心が高い結果を示した。衛生、公害に関しては、あまり関心が高くなかった。



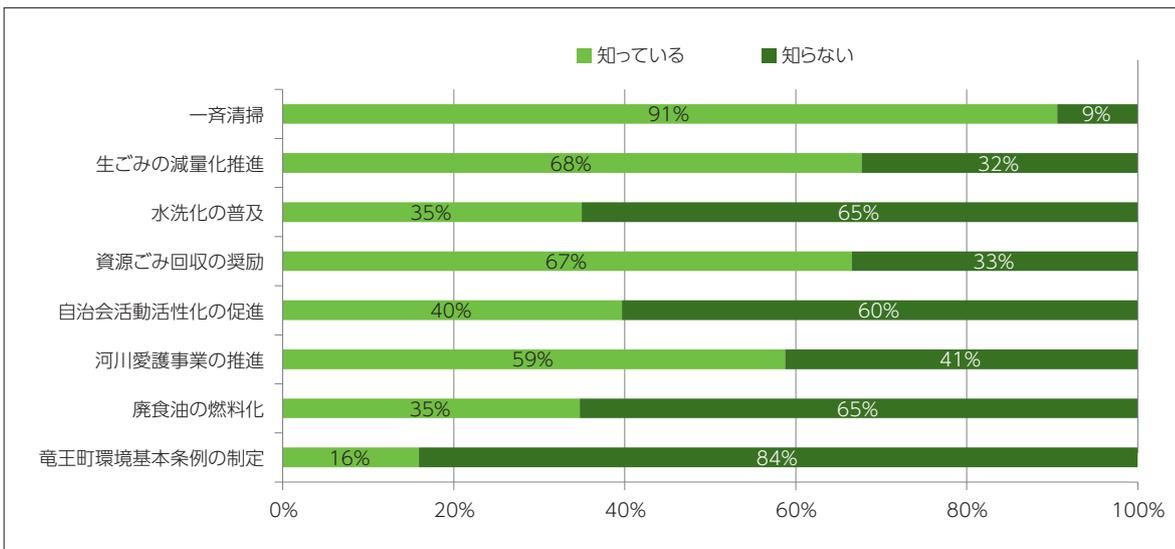
6 竜王町で実施している環境保全の取組みや補助制度の認知状況について

①町民

一斉清掃、生ごみの減量化推進、資源ごみ回収の奨励、河川愛護事業の推進については、半数以上の「知っている」の回答があった。

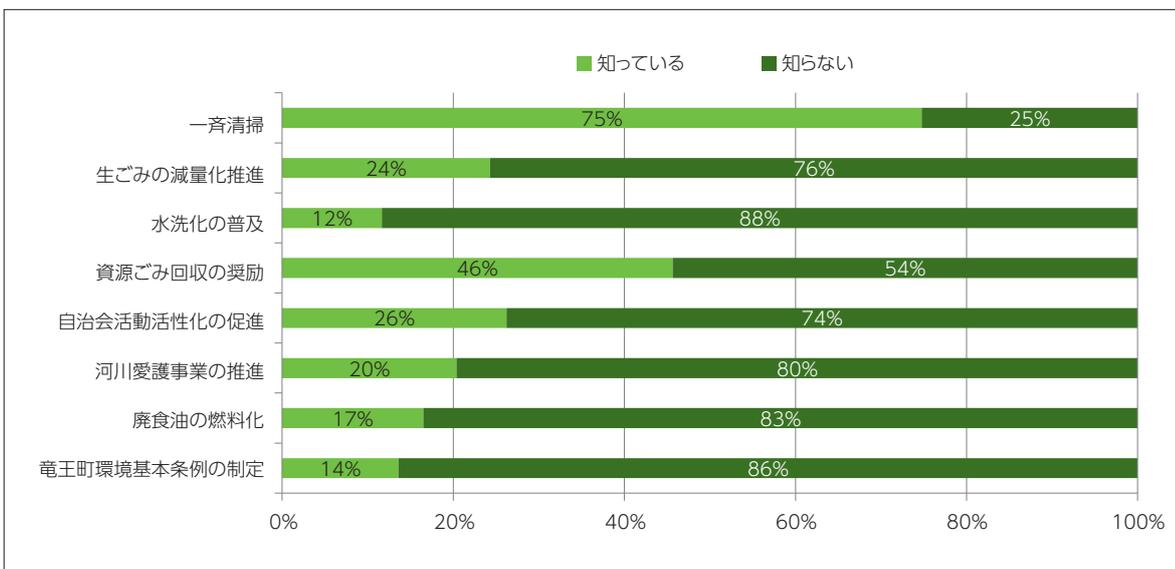
廃食油の燃料化については、35%の認知に留まっている。

また、環境基本条例の制定については、16%と低い認知状況となった。



②中学生

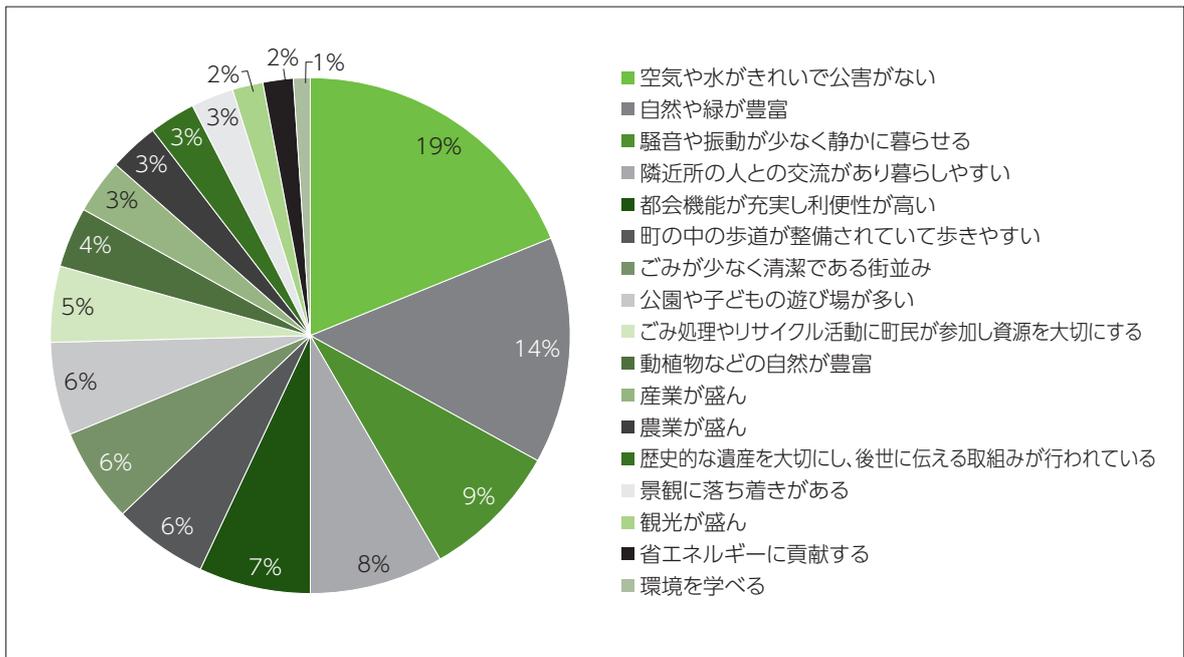
一斉清掃は75%と高い認知が確認されているが、それ以外については全てにおいて認知が半数に至っていない。



7 あなたにとって快適な環境について

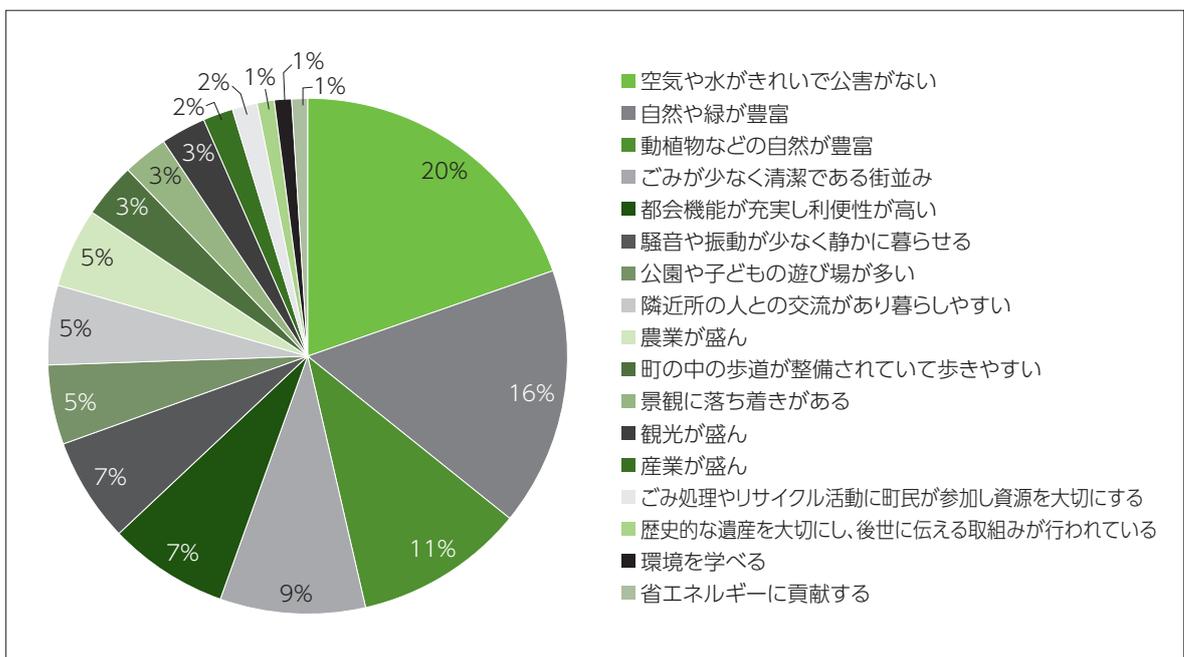
①町民

町民にとって快適な環境とは、「自然環境の豊かさ」と「生活環境整備の充実」の共存をイメージしていることがうかがえる。



②中学生

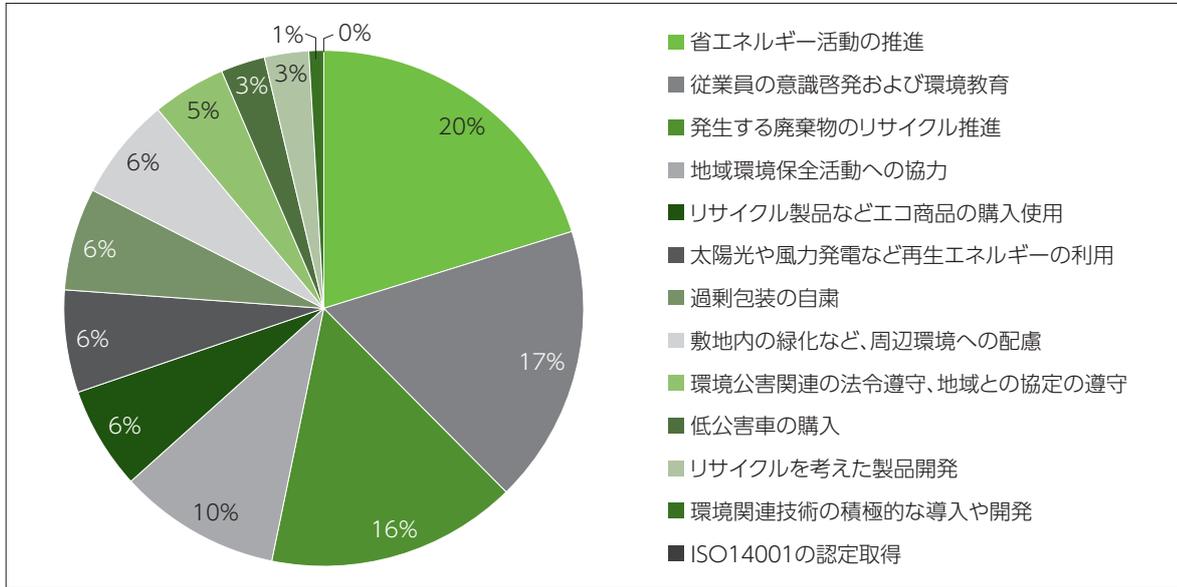
中学生にとって快適な環境とは、「自然環境の豊かさ」をイメージしていることがうかがえる。また、都市機能の充実も快適な環境の要素と考えていることがうかがえる。



2-3 事業者へのアンケート結果

1 環境問題として、関心のあるもの

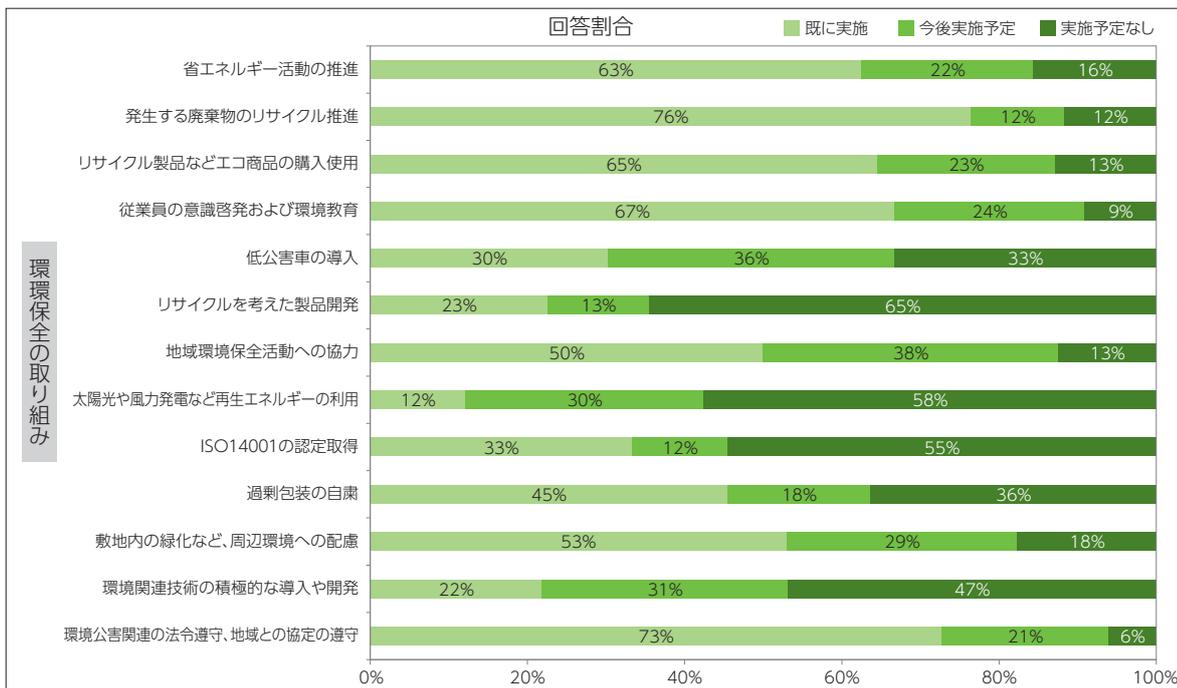
「省エネルギー活動の推進」「従業員の意識啓発および環境教育」「発生する廃棄物のリサイクル推進」の3つの選択回答で半数以上を占めている。



2 環境面での取り組み状況

前設問の環境問題として関心が高い結果となった項目は、「既に実施」「今後実施予定」を合わせた割合が高くなっている傾向がある。

環境公害関連の法令遵守、地域との協定の遵守について、前設問の結果は関心があまり高くなかった。取り組み状況は、「既に実施」「今後実施予定」を合せ94%となり、最も割合が高くなっている。これは法令など遵守が事業活動に組み込まれていて、関心の対象から外れていることが要因と思われる。



2-4 アンケートまとめと取り組むべき課題

【町民、中学生】

町民、中学生を問わず、町の自然環境・環境には、おおむね満足しているが、田畑・森、林などの自然環境の減少、住宅地・商業施設・工場事業所・自動車交通量など、都市化を感じていることがうかがえる。

生活においては資源の節約、再利用、ごみの削減、緑化、都市景観の保全について非常に関心が高く、身近な行動が実践されていることがわかった。

関心のある身近な環境については、水質汚濁・大気汚染などの生活環境と同じように災害時の生活環境への関心が高いことがわかった。昨今各地で発生している自然災害の状況が背景にあり、被災時における肉体的・精神的負担への不安を持っていると想像できる。

また「自然環境の豊かさ」と「生活環境整備の充実」の共存が快適な環境との認識が強いことがわかった。

一方、竜王町で実施している環境保全の取り組みや補助制度については十分な認知状況ではない結果となった。

以上のことから町民の環境への思いは、自然と都市機能の調和が優れ、災害時の環境対策まで考慮した生活環境が確保されることであり、これらが取り組むべき課題となる。

【事業者】

環境問題としては「省エネルギー活動の推進」「従業員の意識啓発および環境教育」「発生する廃棄物のリサイクル推進」の関心が高く、約70%が既に実施されていることがわかった。また実施予定を含めると80%となっている。反面、「低公害車の導入」や「太陽光や風力発電など再生エネルギーの利用」への取り組みは低かった。

- 第 1 節 施策の方針
- 第 2 節 基本施策
 - 2-1 環境施策の体系
 - 2-2 基本施策と主要施策
- 第 3 節 重点プロジェクト
 - 3-1 位置付けとねらい
 - 3-2 重点プロジェクト
 - 3-3 取り組み

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

第1節 施策の方針

環境施策の方針について、竜王町環境基本条例では以下のとおり定義されています。

『竜王町環境基本条例第8条（施策の基本方針）』

第8条 町は、環境の維持保全および育成を図るために、町民の積極的な参加と自主的な努力を基本として、次に掲げる基本方針に基づく各種施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境および自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が自然的社会条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水環境の形成、豊かな森の創出、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成が推進されること。
- (4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。
- (5) 良好な環境の保全および創造を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民および事業者が協働して取り組むことのできる社会が構築されること。

環境基本計画では、竜王町環境基本条例第8条および、前章第2節「特性と課題」で実施したアンケートの結果から得られた町民等の環境への思いに配慮し、課題解決にむけて早急に必要な施策、環境像の実現にむけて持続的発展が可能な施策の方針について7つの科目を設定し、以下のとおり示します。

また、環境基本計画では、設定した施策の方針を「環境目標」と位置付けします。

施策の方針（環境目標）

科 目	施策の方針（環境目標）
自然環境	豊かな自然 守ってつなぐ（人と自然とのふれあいの確保）
生活環境	安心を、住みやすさを、創ってつなぐ
歴史文化環境	誇れる歴史・文化を 守りつなぐ
地球環境	地域から地球環境の保全に貢献する
再生可能エネルギー等	再生可能エネルギー等を活用したエコライフを広げる
災害時の環境安全	被災時の住民の生活を、からだを、こころを守る
環境教育	竜王の自然・環境を知って、つなぐ

「施策方針」の中で文末を「つなぐ」としたことは、環境基本条例第3条の基本理念において「将来世代へ継承していくことを目的とする」としていることを念頭に、「継承」をイメージしやすくまた親しみやすい言葉として表現しました。

第2節 基本施策

環境目標別に施策を具体的に示します。

2-2 環境施策の体系

7つの「環境目標」の実現に向けて、15の「環境要素」それぞれについて「基本施策」を定めました。

(自) 自然環境 環境目標：豊かな自然 守ってつなぐ (人と自然とのふれあいの確保)

環境要素	基本施策
森林の環境	恵み豊かな森林づくり
田園部の環境	緑豊かで多様な自然環境の保全
	健全な生態系の維持、生物多様性の確保
	田園空間の保全
まちの環境	開発と環境の調和のとれた、緑あふれる街並みづくり

(生) 生活環境 環境目標：安心を、住みやすさを、創ってつなぐ

環境要素	基本施策
大気環境	良好な大気環境づくりの推進
水・土壌環境	良好な水・土壌環境づくりの推進
廃棄物（ごみ減量・分別）	5Rと適正な廃棄物処理の推進
身近な生活環境	生活環境の保全・維持・向上 気持ちよく暮らせるまち

(文) 歴史文化環境 環境目標：誇れる歴史・文化を 守りつなぐ

環境要素	基本施策
文化財の保護	歴史・文化的環境の保全・継承
文化財の認知促進	歴史・文化的環境の認知を広めるため、教育の機会を設定する

(環) 地球環境 環境目標：地域から地球環境の保全に貢献する。

環境要素	基本施策
地球温暖化	地域からの行動による地域温暖化防止への貢献
その他地球環境問題	地球環境問題への適切な対応

(エ) 再生可能エネルギー等

環境目標：再生可能エネルギー等を活用したエコライフを広げる

環境要素	基本施策
再生可能エネルギー等の促進	太陽光、風力、太陽熱、バイオマス、農林資源活用など

(災) 災害時の環境安全

環境目標：被災時の住民の生活を、からだを、こころを守る

環境要素	基本施策
被災時の生活環境づくり	被災時に生活困難な環境を作らない

(育) 環境教育

環境目標：竜王の自然・環境を知って、つなぐ

環境要素	基本施策
学ぶ	自然・環境について自ら考え行動が出来る人材の育成
環境保全活動	環境団体の育成 自治会活動の奨励

2-2 基本施策と主要施策

定めた15の「環境要素」について、それぞれ「基本施策」と「主要施策」を定めました。

(表について)

科 目：本基本計画にて分類した環境の科目

(自)自然環境 (生)生活環境 (文)歴史文化環境 (環)地球環境

(工)再生可能エネルギー等 (災)災害時の環境安全 (育)環境教育

環境目標：設定した施策の方針です。

環境要素：設定した環境目標において分類した施策の対象です。

基本施策：設定した環境要素における基本的な施策です。

主要施策：基本施策を実現するための具体的な施策です。

科 目	自然環境	(自)
環境目標	豊かな自然 守ってつなぐ (人と自然とのふれあいの確保)	
環境要素	(自 -1)	森林の環境
基本施策	(自 -1-1)	恵み豊かな森林づくり
主要施策	森林環境の保全整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・法律等の基づく計画的な森林整備 <ul style="list-style-type: none"> 県の「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づく森林づくりに関する情報を提供し、計画的な間伐や下草刈りを促進します。 ・森林の多面的機能の理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> 県が実施する森林環境学習「やまのこ」事業に関する情報を提供し、学校教育の一環として森林環境学習施設およびその周辺森林での体験型学習の活用を検討します。 雪野山、鏡山などの森林地域は、森林が有する多面的な機能に配慮し、適切な維持管理のもと保全に努めるとともに、自然体験型レクリエーション機能の強化を図ります。 	

科 目	自然環境	(自)
環境目標	豊かな自然 守ってつなぐ (人と自然とのふれあいの確保)	
環境要素	(自 -2)	田園部の環境
基本施策	(自 -2-1)	緑豊かで多様な自然環境の保全
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な自然景観の保全活用 <ul style="list-style-type: none"> 多様な自然環境の生態系維持や水源かん養などの環境保全機能を守るために、緑地や水辺などの保全と相互のネットワークを確保していきます。 ○里山の維持管理、機能回復利用の促進 ○農地・平地部の自然の保全 ○ため池・河川の自然の保全 ○冬期湛水管理による生物多様性の保全 鏡山を中心とした三上・田上・信楽県立自然公園など、自然環境の保全を基本とした維持すべき地域について、適正に保護し活用を推進します。地域特性を踏まえつつ、自然学習やレクリエーション等の場として利用を図ります。 県が実施する「たんぼのこ」事業に関する情報を提供し、学校教育の一環として農業体験型学習を推進します。 開発事業者への規制・指導および協議等を通じて、土地利用の改変を必要最小限にするなど、開発事業時における適切な景観配慮を促進します。 ・ 水辺空間の保全、整備 <ul style="list-style-type: none"> 自然環境として安らぎと潤いを与えるために、あぜ道や農道、用排水路などを多自然型のもとへ転換させていく取り組みを促進します。 ○あぜ道、農道、水路の樹林・草地の既存植生の保全・創出 ○環境に配慮した工法によるあぜ道、水路の整備、魚道の設置 ○冬期湛水管理による生物多様性の保全 町内を流れる河川の保全と活用を図り、自然景観や植物の特性を活かした親水護岸や公園の整備を進めます。 	

科 目	自然環境	(自)
環境目標	豊かな自然 守ってつなぐ (人と自然とのふれあいの確保)	
環境要素	(自 -2)	田園部の環境
基本施策	(自 -2-2)	健全な生態系の維持、生物多様性の確保
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物の生態・生育環境の保全・再生 <ul style="list-style-type: none"> 竜王町は環境保全型農業を推進し、サギやトンボ、ドジョウ、カエルなどの水辺の生き物との共存を重視しています。冬期湛水管理や有機農業等を実施し、生物多様性保全に資する営農活動を導入し環境負荷の軽減を図ります。 ○あぜ道、農道、水路の樹林・草地の既存植生の保全・創出(再掲) ○環境に配慮した工法によるあぜ道、水路の整備、魚道の設置(再掲) ○堤防、水路、河川沿いの既存植生の保全・創出 ○冬期湛水管理による生物多様性の保全(再掲) ・ 野生動植物の適正な保護・管理 <ul style="list-style-type: none"> 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」を踏まえ、関係機関と連携し、講ずべき施策を推進します。 ○関係機関と連携し、野生動植物の生息・生育状況等の実態把握や公表に努めます。 ○関係機関と連携し、けがや病気の希少野生動植物種の保護に努めます。 ○希少野生動植物の絶滅予防的対策や捕獲・採取の抑制、保護増殖について、町ホームページや広報紙等により啓発します。 ○外来種による生態系等に係る被害の防止のため外来種の飼育者への管理・野外放置の禁止や防除などについて、町ホームページや広報紙等により啓発します。 ○ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等のいわゆる有害鳥獣による農作物被害防止対策を広域的な連携を図りながら推進します。 	

科 目	自然環境	(自)
環境目標	豊かな自然 守ってつなぐ (人と自然とのふれあいの確保)	
環境要素	(自 -2)	田園部の環境
基本施策	(自 -2-3)	田園空間の保全
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村環境の整備 耕作放棄地を農地として利用できる仕組みづくりによる農地の確保を行い、適正な保存と管理を促進し農村環境を保全します。 ・ 環境保全型農業の推進 健全な土壌環境を保全するため、有機栽培、減農薬栽培および減化学肥料栽培への取り組みを促進する。 多様な自然環境の生態系維持や水源かん養などの環境保全機能を守るために、緑地や水辺などの保全と相互のネットワークを確保していきます。(再掲) <ul style="list-style-type: none"> ○ 里山の維持管理、機能回復利用の促進 ○ 農地・平地部の自然の保全 ○ ため池・河川の自然の保全 ○ 冬期湛水管理による生物多様性の保全 「竜王町農業環境基本計画」は、町ホームページの活用や講習会を開催することで農業者等への周知の徹底を図ります。 	

科 目	自然環境	(自)
環境目標	豊かな自然 守ってつなぐ (人と自然とのふれあいの確保)	
環境要素	(自 -3)	まちの環境
基本施策	(自 -3-1)	開発と環境の調和のとれた、緑あふれる街並みづくり
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住環境の保全・創出 「竜王町都市計画マスタープラン」に掲げた将来都市構造に示された「拠点形成の基本方針」「軸形成の基本方針」「土地利用ゾーニング」に基づき、開発と環境保全の調和のとれた秩序のある土地利用を推進します。 ・ エコ景観づくりプロジェクト(竜王町エコタウンプラン行動計画) 近自然型環境づくりガイドラインを策定し屋上緑化・壁面緑化・ビオトープ・建物敷地緑化などを図ります。 ・ 街並みの保全・整備 街路樹や生け垣などを活かしながら、歴史のある建築物と調和した街並みの保存と創造に努めます。 タウンセンターや大型商業施設および観光施設等における周辺環境との調和を図り整備を推進します。 ・ 公園・緑地の計画的な保全・整備 地域で気軽に利用できる公園・緑地・広場などを計画的に整備します。 公園や緑地等の管理を、地元団体などと連携して行います。 ・ 市街地の緑化推進 敷地緑化・建物緑化・コミュニティガーデンなどの緑の環境づくりを推進し、緑豊かな住宅地の景観形成に努めます。 良好な緑化事例の紹介等を通じて、民間事業所や店舗等の緑化を促進します。 ・ 公共施設等の緑化の推進 緑化推進条例に基づき公共施設等では率先して緑化に努めます。庁舎や学校等では、率先して緑のカーテンを導入します。 主要道路沿道における歩道の整備にあわせて、街路樹の植樹を推進します。 	

科 目	生活環境	(生)
環境目標	安心を、住みやすさを、創ってつなぐ	
環境要素	(生 -1)	大気環境
基本施策	(生 -1-1)	良好な大気環境づくりの推進
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしに伴う大気環境負荷の低減 野焼きなどによる大気環境への負荷を抑制するため、野焼き禁止について指導や啓発に努めます。あわせて家庭ごみの適正な処理方法について指導や啓発に努めます。 ・事業活動に伴う大気環境負荷の低減 大気汚染法に基づき、工場や事業所の使用燃料の適正化に向けた指導や普及啓発に努めます。 ・自動車からの大気環境負荷の低減 環境負荷の少ない運転技術の普及、エコドライバーの育成に努めます。 自家用自動車以外の交通手段の確保のため、地域の実態に即した交通システムを構築します。 	

科 目	生活環境	(生)
環境目標	安心を、住みやすさを、創ってつなぐ	
環境要素	(生 -2)	水・土壌環境
基本施策	(生 -2-1)	良好な水・土壌環境づくりの推進
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の整備 滋賀県流域治水基本方針に基づき、滋賀県と連携のもと、計画的な河川改修の推進に努めます。 ・ 生活排水処理対策の推進、水洗化の普及 公共下水道、農業集落排水処理施設および浄化槽等の生活排水処理施設について、各地域の特性に応じた最も適した整備方法を選択し、生活排水処理を効率的に推進します。 環境に配慮した下水処理が実現できるよう、下水道や合併処理浄化槽の整備に努めるとともに適切な維持・管理を推進します。 災害時のライフライン確保のために整備を推進します。 ・ 産業排水処理対策、油など漏えい対策の推進 事業所からの未処理排水や化学物質、油などの漏えいを防止するため、適切な設備の設置や維持管理、作業方法等について指導します。 ・ 土壌環境の保全 関係機関と連携し、工場や事業所における土壌の汚染防止に努めるよう指導します。 関係機関と連携し、適正な農薬使用と有機質利用による土づくりを推進します。 ・ 河川愛護事業の推進 町内を流れる河川の保全と活用を図るため、河川の整備をボランティア団体、地元自治会と連携し計画的に推進します。 ・ エコライフプロジェクト(竜王町エコタウンプラン行動計画) 竜王町の水環境についての学習会、啓発活動、イベントなどの保全推進活動を図ります。 	

科 目	生活環境	(生)
環境目標	安心を、住みやすさを、創ってつなぐ	
環境要素	(生-3)	廃棄物（ごみ減量・分別）
基本施策	(生-3-1)	5Rと適正な廃棄物処理の推進
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化に関する町民意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> 広報活動、学校教育、生涯学習活動、各種イベント、町民・事業者への説明などの機会を通じて、ごみの5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リジェネレート）について町民意識の啓発を行います。 ごみの5Rに取り組む町民や事業者の活動を促進するため、各主体間のネットワークづくりを推進します。 ・エコライフプロジェクト（竜王町エコタウンプラン行動計画） <ul style="list-style-type: none"> ごみの現状についての学習会、各種イベントでの啓発活動を行い、ごみの分別、生ごみ堆肥化などのごみの減量を推進します。 ・ごみの発生抑制・減量化（リデュース・リフューズ） <ul style="list-style-type: none"> 容器包装廃棄物の排出抑制のための啓発活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ○詰め替え可能な商品およびリターナブル容器を用いた商品を積極的に使用することを呼びかける。 ○町内各区（地域）における集団回収の取り組み推進や小売店での店頭回収を呼び掛ける。 ○商品の過剰包装を抑制するため小売店での包装の簡素化の推進や簡易包装を求める意識を啓発する。 ○買い物袋を持参するマイバッグ運動を推進する。 生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理器またはボカシ容器セットの購入補助を行う制度（竜王町ごみ減量化推進事業補助金交付要綱）の周知に努めます。 ・再使用、再生品使用の促進（リユース・リサイクル・リジェネレート） <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみの減量化を図るとともに、リサイクル可能な資源ごみとして集団回収で処理されるよう、各地区の回収団体が行っている活動の維持・開拓に努めます。 小売店が実施する店頭での資源ごみの回収を促進します。 事業系ごみやリサイクル可能な古紙類等については、町および事業者ごとに独自の売却ルートを開拓し、事業者自らによる資源化と適正な処理を促進します。 ・再生品（再生紙、トイレットペーパー、ノートなど）の使用を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> 各種リサイクル法や業界の自主的な取り組みにより資源化ルートが確立しているものについて、情報提供の充実により資源化の徹底を図ります。 ・廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理実施計画・処理実施計画を策定し、町民や事業者とともにごみ処理や5Rの取り組みを計画的に推進します。 広域行政による連携のもと処理体制を整え、環境に配慮しながら適正な処理を行います。 ごみ収集カレンダーの作成・配布を通じて、町民へごみの正しい分別方法や収集日の周知徹底を図ります。 正しい分別の啓発・実践のため、指定ごみ袋の記名出し制度を継続して実施します。 ごみステーションの管理状況を定期的に監視し、地域での自主的な管理を促進します。 ・廃食油の燃料化 <ul style="list-style-type: none"> 家庭などで使用された廃食用油の回収し、燃料としての再利用を促進します。 	

科 目	生活環境	(生)
環境目標	安心を、住みやすさを、創ってつなぐ	
環境要素	(生 -4)	身近な生活環境
基本施策	(生 -4-1)	生活環境の保全・維持・向上 気持ちよく暮らせるまち
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害防止体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 県など関係機関の協力を得て、公害パトロールや立入調査を実施し、監視体制の強化に努めます。 町民から寄せられる公害・環境問題など様々な苦情に対し、町民・事業者・行政の責務を明確にし、関係機関と連携して迅速に対応します。 公害・苦情に対し、条例・規則に則った正しい行政指導を行うためのルールづくりと、町民・事業者への啓発活動を行います。 ・ 騒音、悪臭など近隣公害の未然防止 <ul style="list-style-type: none"> 交通騒音や振動の著しい道路では、関係機関と連携し、低騒音舗装の整備や街路樹・植栽帯等の緩衝帯の設置、路面整備等を促進します。 暴走行為に関係する著しい騒音について、関係機関と連携し、暴走行為の撲滅を図ります。 ペットの鳴き声など、ペットの適切な飼い方やマナー・モラルの向上を図ります。 ピアノやカラオケなどの近隣生活騒音の防止に関する普及活動に努めます。 騒音規制法、振動規制法に基づき、工場や事業所における騒音・振動防止の指導・規制を推進します。 家庭における生活雑排水対策や浄化槽の整備・点検など、悪臭防止に関する対策や取り組みについて普及啓発に努めます。 畜産農家へのふん尿処理、臭気防止等の設備投資に対する助成制度の情報提供に努めます。 畜産農家に対し、家畜排泄物の管理の適正化および利用の促進が図られるよう、ふん尿処理施設の整備、臭気防止等の指導に努めます。 悪臭防止法に基づき、工場や事業所における悪臭の指導・規制を推進します。 ・ 不法投棄やごみのポイ捨て防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 町民、事業者、土地所有者等に対し、広報紙やチラシ等を通じてごみの不法投棄や散乱防止に関する意識啓発を図ります。また必要に応じ、不法投棄の禁止を強く呼びかける啓発看板を設置します。 観光やレクリエーション等で本町を訪れる人々に対し、看板等の設置を通じて、ごみの持ち帰りを促進します。 小中学校等におけるごみのポイ捨て防止や不法投棄に関する教育の充実を図ります。 不法投棄の多い場所を中心とした定期的な環境パトロールを実施します。 悪質な不法投棄の未然防止対策として監視カメラの導入など、警察等関係機関とも連携しながら不当投棄の根絶を促進します。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 自治会やボランティア組織等の自主的な美化保全を行う団体に対し、環境美化運動への参加を促進します。 町内を流れる河川の環境美化運動をボランティア団体、地元自治会と連携し計画的に推進します(再掲)。 散歩時等におけるペットのふんの後始末や日常のごみ出しなどについて、広報紙やパンフレット等を通じてルール・マナーの向上に努めます。 空き家や空き地などについて、管理者に対して除草や衛生害虫の予防、駆除等の適正管理を啓発・指導します。 環境美化や緑化活動などに積極的に取り組む個人や団体を顕彰します。 ・一斉清掃の実施と参加 <ul style="list-style-type: none"> 広報紙等を通じ、一斉清掃の実施についてお知らせし、町民、事業者等の参加を啓発します。
--	---

科 目	歴史文化環境	(文)
環境目標	誇れる歴史・文化を 守りつなぐ	
環境要素	(文-1)	文化財の保護
基本施策	(文-1-1)	歴史・文化的環境の保全・継承
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護・活用 <ul style="list-style-type: none"> 苗村神社、鏡神社や龍王寺ほか貴重な歴史的建造物について、観光施設として利用しながら、保全・整備に努めます。 文化財の総合的な活用を視野に入れた整備計画を策定し、指定文化財の計画的整備を進めていきます。 ・郷土の歴史・文化の保全・継承 <ul style="list-style-type: none"> 郷土に伝わる伝統のまつりの振興に努めます。 町民への学習活動の支援等を通じて、歴史や伝統文化、芸能等の地域資源の保全・継承を図ります。 	

科 目	歴史文化環境		(文)
環境目標	誇れる歴史・文化を 守りつなぐ		
環境要素	(文-2)	文化財の認知促進	
基本施策	(文-2-1)	歴史・文化的環境の教育・認知促進	
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の教育、認知の促進 文化財に対する興味・関心が高まるよう、学習機会の充実を図ります。 「竜王町町勢要覧」や「竜王町遺跡リーフレット」などの広報資料により、町内の文化財や遺跡を周知し、認知を促進します。 ・文化財を有する地区住民の育成、活動支援 地域の文化財は地域で守ることを基本に、文化財保護ボランティアを育成し、文化財の保存活動に努めます。 		

科 目	地球環境		(環)
環境目標	地域から地球環境の保全に貢献する		
環境要素	(環-1)	地球温暖化	
基本施策	(環-1-1)	地域からの行動による地域温暖化防止への貢献	
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない生活様式の推進 環境月間(6月)や地球温暖化防止月間(12月)、クールアースデー(7月7日)などについて、広報紙における普及啓発記事を掲載することにより、地球温暖化防止に対する町民の関心を高めます。 住宅計画にエコシステム(雨水利用・井戸水利用・太陽光パネル・コージェネレーション・ごみリサイクル等)の導入促進を図ります。 町民を対象に、家庭での省エネ行動の取り組みを促します。 ・環境負荷の少ない自動車利用の促進 町の公用車として、低燃費車等の低公害車を率先して導入します。 エコカー減税等の環境に配慮した自動車利用を促すための情報提供に努めます。 ・自動車利用の抑制 自家用自動車以外の交通手段の確保のため、地域実態に即した交通システムを構築します。(再掲) バスの運行方法について検討し、町民、町訪問者が利用しやすいバスの在り方を図ります。 町内の事業所に対し、公共交通や自転車・徒歩等による「エコ通勤」の実践を呼びかけます。 ・環境負荷の少ない燃料の使用促進 家庭などで使用された廃食用油の回収し、燃料としての再利用を促進します。 ・エコライフプロジェクト(竜王町エコタウンプラン行動計画) 省エネルギーについての学習会、文化祭での啓発活動などの省エネルギー推進活動を図ります。 		

科 目	地球環境	(環)
環境目標	地域から地球環境の保全に貢献する	
環境要素	(環 -2)	その他地球環境問題
基本施策	(環 -2-1)	地球環境問題への適切な対応
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ オゾン層破壊への対応 特定フロン of 適正な回収・処理について普及啓発、指導に努めます。 なお、代替フロンに関してはオゾン層破壊には影響しないが、温室効果ガスとして指定されていることから、適正な処理、回収につとめます。 ・ 酸性雨対策の推進 関係機関と連携し、酸性雨の発生状況について、情報収集・把握および町民への情報提供に努めます。 ・ PM2.5への対応 関係機関と連携し、PM2.5の発生状況について、情報収集・把握および町民への情報提供に努めます。 	

科 目	再生可能エネルギー等	(工)
環境目標	資源を有効に活用し、つなぐ	
環境要素	(工 -1)	再生可能エネルギー等の促進
基本施策	(工 -1-1)	再生可能エネルギー等を活用したエコライフを広げる
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー等の普及推進 太陽光、風力、太陽熱、バイオマスなど、再生可能エネルギー等について、情報収集・把握および町民への情報提供に努めます。 ・ 太陽光エネルギーの利用 太陽光パネルによる公共施設の電源供給を推進します。 ・ 農林資源活用による発熱システム開発 公共施設への温水供給を目指し、農林資源の活用を検討します。 ・ 環境負荷の少ない燃料の使用促進 家庭などで使用された廃食用油を回収し、燃料としての再利用を促進します。 	

科 目	災害時の環境安全	(災)
環境目標	被災時の住民の生活を、からだを、こころを守る	
環境要素	(災 -1)	被災時の生活環境づくり
基本施策	(災 -1-1)	被災時に生活困難な環境を作らない
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の設備環境 指定避難場所の適応性を検討し、避難者のストレスを最小限に抑える対策を検討します。 ・ ライフラインの確保 飲料水、食料、電気その他、被災時の生活を保護するために。迅速にライフラインを確保する体制を検討します。 ・ 廃棄物の処理体制 避難時に発生する廃棄物の処理について、し尿処理・ごみ処理の臨時的な収集・貯留方法を避難者の衛生並びに環境(臭いの問題)の観点から対策を検討します。 また、防災トイレの普及についても検討します。 ・ 有害物の漏えい 災害時における有害物の大気中、公共水域中、居住域および田畑等への漏えいを想定した対策を検討します。 	

科 目	環境教育	(育)
環境目標	竜王の自然・環境を知って、つなぐ	
環境要素	(育-1)	学ぶ
基本施策	(育-1-1)	自然・環境について自ら考え行動が出来る人の育成
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の収集・提供 <ul style="list-style-type: none"> 町立図書館において、環境学習に取り組むために有効な図書や資料等の充実を図ります。 町の環境の状況や町が行っている環境保全の取り組み等を分かりやすく整理した年次報告書「竜王の環境」を必要に応じて作成し公表します。 ・環境学習の場や機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> 各種団体を中心に環境に関する学習の場を設置しています。 環境に関連した題材でポスター展を開催し、環境問題について考えてもらう機会とします。 小中学校において、児童、生徒や教職員が協力して省エネ施策を検討し、節電を実現します。 小学校において「うみのこ・やまのこ・たんぼのこ」等の体験学習を実施し、身近な環境への理解を促進します。 地域公民館などの社会施設を活用して、生涯学習等の一環として環境教育・環境学習の取り組みを促進します。 子どもと高齢者などの世代間交流を通じて、地域の文化や自然等、地域力を向上させるための取り組みを検討します。 ・人材の育成・活用 <ul style="list-style-type: none"> 環境カウンセラー等の利活用を通じて、環境学習の促進を図ります。 環境保全に関する各種講習会や研修会などの開催や紹介等を通じて、地域における指導者の養成に努めます。 	

科 目	環境教育	(育)
環境目標	竜王の自然・環境を知って、つなぐ	
環境要素	(育-2)	環境保全活動
基本施策	(育-2-1)	環境団体の育成
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO団体の育成 <ul style="list-style-type: none"> NPO団体等の育成を図るため、地域リーダーの発掘・育成と組織化を推進します。 ・事業者の取り組みの促進 <ul style="list-style-type: none"> 商工会と連携するなどし、事業者におけるエコアクション21等の環境マネジメントシステムの取り組みを促進します。 	

科目	環境教育	(育)
環境目標	竜王の自然・環境を知って、つなぐ	
環境要素	(育-2)	環境保全活動
基本施策	(育-2-2)	自治会活動の奨励
主要施策	<p>・自治会活動活性化の奨励</p> <p>まちづくりの方向や課題を町内全体で共有するとともに、各自治区や団体において、懇談会を促進します。</p> <p>農地・水・環境保全向上対策事業の実施により、自治会組織として農村環境保全・景観形成活動への取り組みを促進します。</p> <p>「エコ活動」「生活環境基盤の整備活動」「安全・安心なまちづくり活動」等を開催しています。</p>	

第3節 重点プロジェクト

科目別に施策を講じる為の重点プロジェクトを示します。

3-1 位置付けとねらい

本町環境基本計画で掲げる「環境未来像」や「環境目標」を実現するため、重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクトは、「主要施策の推進」と「積極的施策」の2つの柱とします。

「主要施策の推進」 「主要施策」は、現在において既に竜王町及び町民並びに事業者が取り組んでいる事項です。農業、都市整備、教育など多くの分野から多面的に環境への取り組みが実施されていますが、今回のアンケート結果から、関係情報の十分な周知が出来ていないことが判明しました。まずは現在の取り組みを認知してもらい、より多くの取り組み成果が得られるよう、「主要施策」を広報し、啓発していくことが重要と考えました。

「積極的施策」 良好な環境の保全および創造を実現する為に、短期的、長期的な観点から優先して取り組むべき施策を明確にする必要があると考え、設定しました。

3-2 重点プロジェクト

左記の位置づけとねらいを踏まえ、「主要施策の推進」について重点プロジェクトを5つ、「積極的施策」について重点プロジェクトを4つとします。

●主要施策の推進

重点プロジェクト1	自然環境と生活の利便性が調和した町を将来世代へ (森林や農地の保全・活用とタウンセンターエリアの整備) ・環境形成の満足度を70%に
重点プロジェクト2	省資源・循環型のライフスタイルから生まれる豊かな環境を将来世代へ (ごみの減量化・廃棄物再生利用・再生可能エネルギー等の促進) ・ごみの減量・省エネ、リサイクル対策の満足度を70%に
重点プロジェクト3	自然豊かな文化の薫る「住みたい町」を将来世代へ (まち美化の推進) ・環境保全の満足度を80%に
重点プロジェクト4	安心安全な住みよい環境を将来世代へ (水環境・大気環境の保全・向上、災害時の生活環境保全) ・環境保全の満足度を80%に
重点プロジェクト5	豊かな自然・住みよい環境を自分たちで造り、将来世代へ (自然・環境について自ら考え行動が出来る人の育成)

●積極的施策

重点プロジェクト6	竜王町環境マイスター育成学習会の実施(地区懇談会ベース) (テーマ：自然環境、廃棄物、生活環境、再生可能エネルギー等、防災時生活環境をテーマに、開催回数5回)
重点プロジェクト7	太陽光発電を含めた再生可能エネルギー等の利用促進運動
重点プロジェクト8	低公害車、低燃費車、軽自動車の利用推進
重点プロジェクト9	身近な環境の整備、「空き家対策」 (利用促進)

3-3 取り組み

●主要施策の推進

重点プロジェクト1	<p>自然環境と生活の利便性が調和した町を将来世代へ (森林や農地の保全・活用とタウンセンターエリアの整備) ～環境形成の町民満足度を70%に～</p>
取り組みのねらい	<p>自然環境や田園風景等、これまで当たり前に捉えられていたものが、地域資源として見直されています。</p> <p>田園空間は、食糧生産の場としてではなく、火災時には防火用水、大雨時にはミニダムとして機能するとともに、多様な生物の生息の場、心癒される空間等、多面的・公益的な役割を果たしています。しかし担い手不足、生産調整などにより、耕作が放棄された農地が増え、土地の荒廃とともに公益的機能も低下しています。</p> <p>また雪野山、鏡山の森林は、二酸化炭素の吸収や、水源、多様な生物の生息の場といった様々な公益的機能を有していますが、森林が荒廃しつつあります。</p> <p>一方で、町民の生活機能の充実と利便性の観点からタウンセンターエリアを整備しています。</p> <p>竜王町では、生活の利便性と、地域の自然や景観に配慮したバランスの良い竜王町らしい生き生きとしたまちづくりをめざします。</p>
町の取り組み	<p>町民の環境形成に対する満足度が70%となるよう、次に掲げる主要施策を広報し推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能の理解 ・良好な自然景観の保全活用 ・生物の生態・生育環境の保全・再生 ・野生動植物の適正な保護・管理 ・農村環境の整備 ・環境保全型農業 ・良好な住環境の保全・創出 ・エコ景観づくりプロジェクトに基づく景観づくり ・街並みの保全・整備 ・公園・緑地の計画的な保全・整備 ・市街地、公共施設等の緑化
町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に理解を深めよう。 ・それぞれの立場で環境保全に努めます。 ・地域で行う保全活動に積極的に参加します。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に理解を深めよう。 ・それぞれの事業者で環境保全に努めます。 ・敷地内の緑化を推進します。 ・地域で行う保全活動に積極的に参加します。

重点プロジェクト2	省資源・循環型のライフスタイルから生まれる豊かな環境を将来世代へ (ごみの減量化・廃棄物再生利用・再生可能エネルギー等の促進) ～ごみの減量・省エネ、リサイクル対策の町民満足度を70%に～
取り組みのねらい	<p>資源の枯渇や地球温暖化など深刻な環境問題に直面しているなか、恵まれた環境を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を構築していくため、生活様式を省資源・循環型に転換していかなければなりません。</p> <p>町民には限られた資源を大切にできる意識が浸透し、買い物に伴って生じる容器包装ごみの減量や資源ごみのリサイクルなど資源循環型のライフスタイルが根付き始めています。</p> <p>この様な取り組みをさらに広げ、町民から町民へと資源循環型のエコライフの幅が広がるまちづくりをめざします。</p>
町の取り組み	<p>町民のごみの減量・省エネ、リサイクル対策に対する満足度が70%となるよう、次に掲げる主要施策を広報し推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制・減量化 ・再使用・再生利用 ・廃棄物の適正処理 ・廃食油の燃料化 ・太陽光エネルギーの利用 ・農林資源活用による発熱システム開発 ・再生可能エネルギー等の普及
町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみをださない、資源を無駄に使わない生活を考え、実践します。 ・ごみ・資源の分別の徹底をします。 ・廃食油を集めて燃料資源にします。 ・生ゴミをたい肥化し、肥料として活用します。 ・簡易包装商品の購入を積極的におこないます。 ・マイバッグの利用を積極的におこないます。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動から発生する廃棄物のリサイクルを推進します。 ・太陽光や風力発電など再生可能エネルギー等を利用します。 ・過剰包装の自粛を推進します。
重点プロジェクト3	自然豊かな文化の薫る「住みたい町」を将来世代へ (まち美化の推進) ～環境保全の町民満足度を80%に～
取り組みのねらい	<p>東に雪野山、西に鏡山に囲まれ、緑豊かな沃野が広がり水田が総面積の30%を占める竜王町。埋蔵文化財や史跡、社寺など歴史的遺産が豊富に存在し、それらを保全するための活動も行われています。本町の豊かな自然や歴史・文化をいかしたまちづくりを進めるためには、町全体が協力をして取り組みを進めることが求められます。従来から行っている広報紙、パンフレットなどによる啓発活動や環境美化活動への参加促進を通じて環境づくりをさらに進めるとともに、市街地等の緑化を推進し、自然と人が調和したまちづくりをめざします。</p>

町民の取り組み	<p>町民の環境保全に対する満足度が80%となるよう、次に掲げる主要施策を広報し推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄やごみのポイ捨て防止対策 ・環境美化運動 ・一斉清掃実施 ・河川愛護事業 ・文化財の保護・活用
町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄、ポイ捨てはしません、させません。 ・環境美化運動へ積極的に参加します。 ・一斉清掃へ積極的に参加します。 ・河川愛護事業への参加文化財の保護活動を実施したり、文化財の活用を進めます。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の意識啓発および環境教育を積極的に行い、意識向上を目指します。 ・不法投棄は絶対に行わない。 ・地域環境保全活動へ積極的に参加します。 ・文化財の保護活動を実施したり、文化財の活用を進めます。

重点プロジェクト 4	<p>安心安全な住みよい環境を将来世代へ (水環境・大気環境の保全・向上、災害時の生活環境保全) ～環境保全の町民満足度を80%に～</p>
取り組みのねらい	<p>本町には、大小の河川があり、農業用水の大切な水源となっています。また豊かな自然をもたらし、町民の憩いの場となっています。</p> <p>一方で、宅地化や生活様式の変化などにより、雑排水が水路や側溝を通して河川へ流入することや、捨てられたごみなどによる水質の悪化等が懸念されています。</p> <p>安全な水を安定的に確保することや、環境に配慮した下水処理を行うことが求められる中、上下水道施設の整備と併せ、老朽管の更新等、適切な維持・管理が求められています。</p> <p>大気環境については、地球温暖化を引き起こすフロンガスや自動車排ガス、PM2.5の問題や酸性雨など、健康的な生活を阻害する環境が身近に迫っています。</p> <p>生物の繁栄とともに、人が豊かに生活するためには、水と大気環境を保全し、より良い環境を継承していくことです。</p> <p>また、甚大な自然災害により避難を余儀なくされた場合、一定レベルの避難環境を設定する必要があります。上水の確保、下水の処理(貯留)方法や他のライフライン確保など、生活環境を想定し、有事の際の準備を検討します。</p>

町の取り組み	<p>町民の環境保全に対する満足度が80%となるよう、次に掲げる主要施策を広報し推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間の保全、整備 ・河川の整備 ・生活排水処理対策の推進、水洗化の普及 ・産業排水処理対策、油など漏えい対策 ・土壌環境の保全 ・河川愛護事業 ・暮らしに伴う大気環境負荷の低減を啓発 ・事業活動に伴う大気環境負荷の低減を啓発 ・自動車からの大気環境負荷の低減を啓発 ・オゾン層破壊への対応を啓発 ・酸性雨対策の推進 ・PM2.5情報の周知 <p>町民の防災対策に対する満足度が60%となるよう、次に掲げる主要施策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時のライフライン確保のための整備 ・避難所設備環境の検討 ・廃棄物処理体制の検討 ・有害物漏えい対策の検討
町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・污水处理施設への適切な維持管理に協力します。 ・河川の除草・ごみ拾いをします。 ・生活排水を側溝・河川などに流さないようにします。 ・自家用車の乗り換え時には、低燃費車などの環境に配慮した車種を優先的に選択します。 ・公共交通機関を利用します。 ・災害時の行動を家族で考え、準備します。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・水質排水基準や大気排出基準を遵守します。 ・工業用水利用の効率化を図ります。 ・排水処理施設、排ガス処理施設の定期的な保守点検・清掃を行い、環境への負荷を軽減します。
重点プロジェクト5	<p>豊かな自然・住みよい環境を自分たちで造り、将来世代へ(自然・環境について自ら考え行動が出来る人の育成)</p>
取り組みのねらい	<p>竜王町の自然豊かな環境を保全するためには、町民すべてが環境保全を自らの問題としてとらえ、各主体が協働して取り組むことが重要です。そのためには、将来を担う子どもたちへの教育や、地域や家庭での教育を積極的に進め、地域に根ざした人材を育成していくことが重要です。</p> <p>町民一人ひとりが郷土の環境に対する理解を深め、連携して良好な環境の保全を推進します。</p>

町の取り組み	<p>町民一人ひとりの環境に対する理解が深まるよう、次に掲げる主要施策を広報し推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境情報の収集・提供 ・環境学習の場や機会の充実 ・人材の育成・活用 ・NPO団体の育成 ・事業者の取り組みの促進 ・自治会活動活性化の奨励 ・文化財の教育、認知の促進 ・文化財を有する地区住民の育成、活動支援
町民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域などで開催される環境学習へ積極的に参加します。 ・図書館を利用するなど自主的に環境学習を行います。
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の意識啓発および環境教育を行います。 ・環境学習の開催や、関連する情報を提供します。 ・地域などで開催される環境学習への参加や、開催支援を行います。

●積極的施策

重点プロジェクト 6	竜王町環境マイスター育成学習会の実施
取り組みのねらい	町民一人ひとりが郷土や地域の環境に対する理解を深めるため、地域に根ざした人材を育成していきます。
取り組み	<p>環境学習会の開催(地区懇談会ベース)</p> <p>テーマ：自然環境、廃棄物、生活環境、再生可能エネルギー等、防災時生活環境など</p> <p>開催回数：5回</p>

重点プロジェクト 7	太陽光発電を含めた再生可能エネルギー等の利用促進運動
取り組みのねらい	省エネルギー社会の実現のため、自然エネルギーを有効活用することで、自然にやさしい社会の実現を、町民みんなで取り組む。
取り組み	<p>太陽光発電の導入斡旋</p> <p>公共施設への導入推進</p>

重点プロジェクト 8	低公害車、低燃費車、軽自動車の利用推進
取り組みのねらい	省エネルギー社会の実現のため、低公害車を利用することで、自然にやさしい社会の実現を、町民みんなで取り組む。
取り組み	<p>低燃費車の利用促進</p> <p>軽自動車の利用促進</p>

重点プロジェクト9	身近な環境の整備と利活用、「空き家対策」
取り組みのねらい	近年問題化している空き家について対策を講じ、周辺環境に調和し衛生的で活気ある地域形成をめざす。
取り組み	空き家情報の収集と整理 空き家周辺地域自治会との整備方法の検討 地域コミュニティとしての利用促進

- 第 1 節 計画の周知体制
- 第 2 節 計画の推進体制
- 第 3 節 計画の進行管理・評価の仕方
- 第 4 節 計画の見直し

第 5 章

計画の推進および評価

第5章 計画の推進および評価

第1節 計画の周知体制

ホームページへの掲載や各種広報等を通じて情報を公開し、あわせて地域環境委員をはじめ、各種団体を通じて町民や事業者への周知を図ります

第2節 計画の推進体制

この環境基本計画は、町民と事業者と町の協働により作成したものであり、計画を推進するにあたって一緒に取り組むことを大切にします。

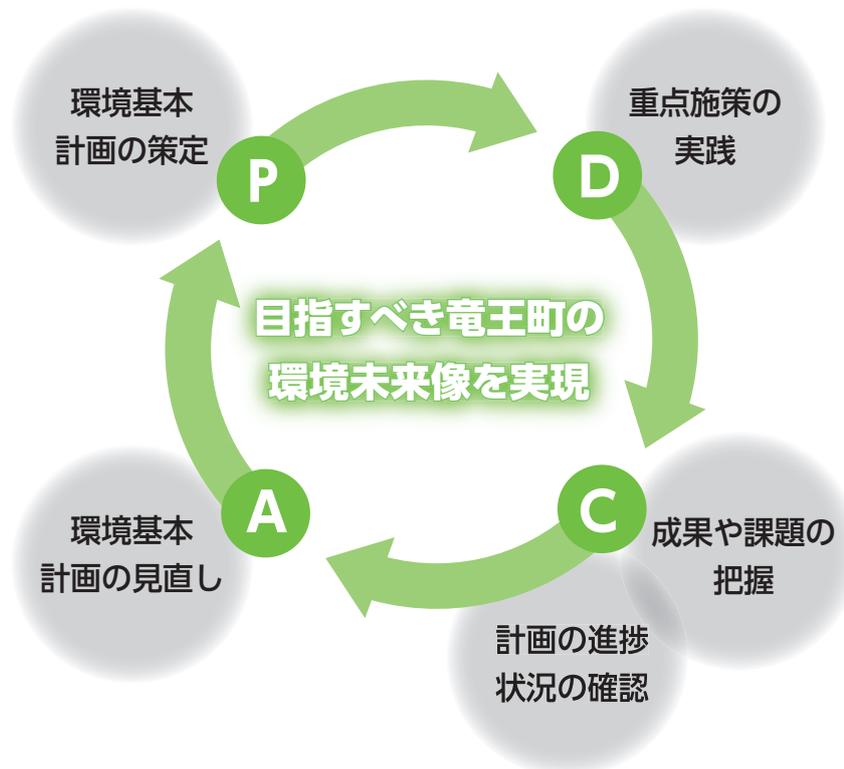
推進の具体的な体制として庁内に推進組織を設け、各所属相互における情報の提供や共有を進め、事業推進の意見聴取の機会とします。

第3節 計画の進行管理・評価の仕方

進行管理の仕組みは、P(Plan: 計画立案)→D(Do: 実践)→C(Check: 点検・評価)→A(Action: 見直し)という「PDCAサイクル」で行います。

この仕組みを繰り返すことによって、問題を解決しながら目指すべき竜王町の環境未来像を実現させます。

【PDCA サイクル】



また、ホームページや各種広報紙等への掲載により基本計画の推進状況を公開します。

第4節 計画の見直し

平成33年度に進捗状況の確認を行い、竜王町環境基本計画の見直しを行います。

- 資料－1 竜王町環境基本条例
- 資料－2 竜王町環境審議会委員名簿
- 資料－3 竜王町環境基本計画の策定経過
- 資料－4 竜王町環境審議会からの答申
- 資料－5 用語解説

竜王町環境基本計画 資料編

資料 - 1 竜王町環境基本条例

○竜王町環境基本条例

(平成 26 年 3 月 26 日条例第 13 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全および創造に関する基本理念を定め、町民、事業者、通勤および観光等で本町に滞在する者(以下「滞在者」という。)ならびに町の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 良好な環境 町民が健康な心身を保持し、自然と人、人と人が調和し快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな生活環境、自然環境および文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、森林破壊、野生生物の種の減少その他の地球環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することをいう。
- (4) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、生活に密接な関係のある財産および動植物の生育環境を含むものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚染(水質以外の水の状態および水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、光害、騒音、振動、地盤の沈下または悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (6) 自然環境 自然の生態系に占める森林、河川、湖沼、大気等動植物の生存環境をいい、歴史的文化的遺産等を取り巻く自然を含むものをいう。
- (7) 再生可能エネルギー等 次に掲げるエネルギー(燃焼の用に供する物、熱または電気をいう。以下同じ。) またはエネルギー利用形態をいう。
 - ア 太陽光、風力、水力またはバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー
 - イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギーまたは物品を再利用して得られるエネルギー
 - ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、または環境への負担を低減させるエネルギーの利用形態

(基本理念)

- 第3条 良好な環境の保全および創造は、人類も自然を構成する一員であることを深く認識し、豊かで美しい環境を実現し、広く町民がその恵みを受用するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 良好な環境の保全および創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動により行わなければならない。
 - 3 地球環境保全は、地域における環境の保全に関する取り組みの重要性にかんがみ、すべての事業活動および身近な日常生活において積極的な活動により推進されなければならない。

(町民の責務)

- 第4条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境への負荷の低減および公害の防止ならびに自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 2 町民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うにあたって、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、または自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町内で活動する者の責務)

- 第6条 町内において活動しようとする滞在者および団体は、基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町の責務)

- 第7条 町は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。
- 2 町は、町民および事業者の良好な環境の保全または快適な環境の形成のための取り組みを支援する責務を有する。

(施策の基本方針)

- 第8条 町は、環境の維持保全および育成を図るために、町民の積極的な参加と自主的な努力を基本として、次に掲げる基本方針に基づく各種施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 人の健康が保護され、生活環境および自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持されること。

- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が自然的社会条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水環境の形成、豊かな森の創出、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成が推進されること。
- (4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。
- (5) 良好な環境の保全および創造を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民および事業者が協働して取り組むことのできる社会が構築されること。

(町の施策の策定等にかかる配慮)

第9条 町は、すべての施策の策定および実施にあたっては、良好な環境の保全および調和に配慮しなければならない。

(環境基本計画)

第10条 町長は、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全および創造に関する目標
- (2) 良好な環境の保全および創造に関する総合的かつ長期的な施策の展開
- (3) 前2号に掲げるもののほか、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ竜王町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、町民の意見を反映することができるよう配慮しなければならない。

5 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境影響評価の推進)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測または評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 町は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、野生生物の適正な保護および自然環境の適正な保全に支障を及ぼす恐れのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域の良好な環境の確保)

第13条 町は、森林および河川の適正な保全および創造、歴史的遺産または文化的施設の活用等による心豊かな環境の形成を図ることにより、地域の特性を活かしつつ良好な環境を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公害の防止)

第14条 町民および事業者は、大気汚染、水質汚濁、悪臭の発生、土壌汚染、光害、騒音、振動、地盤沈下その他の公害を発生させることのないよう必要な防止措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第15条 町は、町民または事業者が、公害の防止のための施設や省エネルギーに資する設備の整備その他環境への負荷の低減のための適切な措置を取ることを促すため、適正な経済的助成および技術的支援等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第16条 町は、廃棄物の処理または再資源化施設、下水道の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設および公園、緑地等の快適な環境の保全および創造に資する施設の整備等を推進するものとする。

- 2 町は、環境の保全上の支障を防止するための公共施設の整備および河川、湖沼等の水質の浄化等の事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用)

第17条 町民は、廃棄物等の減量化、再資源化に積極的に取り組むとともに、省エネルギーの励行、再生可能エネルギー等の導入および再生品の使用または不用品の活用等により資源およびエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(良好な環境の保全に関する教育および学習の推進)

第18条 町は、良好な環境の保全に関する教育および学習の推進を図るため、関係機関と協力して、町民および事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、人材の育成、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第19条 町は、町民、事業者またはこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う道路河川清掃活動、放置ごみ収集、森林保全活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第20条 町は、第18条の良好な環境の保全に関する教育および学習の推進ならびに前条に規定する町民、事業者または民間団体の自発的活動の促進に資するため、個人および法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(情報の収集および監視等の体制の整備)

第21条 町は、良好な環境の保全に関する事項について情報の収集に努めることにより、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、巡視等の体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第22条 町は、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携および施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 町は、町民、事業者および民間団体と連携し良好な環境の保全および創造に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国および他の地方公共団体等との協力)

第23条 町は、良好な環境の保全および創造に係る広域的な取り組みを必要とする施策については、国、他の地方公共団体および民間団体等と協力して推進するよう努めるものとする。

(地球環境保全への取組)

第24条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

2 町は、国、他の地方公共団体および民間団体等と協力して、地球環境保全に関する調査、情報提供および技術協力等を行い、国際協力の推進に努めるものとする。

(環境審議会の設置)

第25条 町は、良好な環境の保全および創造に関する施策の基本的事項を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき竜王町環境審議会(以下「環境審議会」という。)を置く。

2 環境審議会は、良好な環境の保全および創造に関する事項に関し、町長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

3 環境審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、良好な環境の保全および創造に関する施策の推進について、町長に助言および提言をすることができる。

4 環境審議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 町民のうち環境保全に関し識見を有する者

(3) その他町長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、環境審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年竜王町条例第9号)の一部を次のように改正する。

資料-2 竜王町環境審議会委員名簿

順不同:敬称略

役 職 等	氏 名
滋賀県立大学 工学部機械システム工学科教授	山根 浩二
京都大学 大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授	清水 芳久
竜王町自治会連絡協議会代表 竜王町美化推進協議会会長	森山 敏夫 (平成27年11月12日まで)
竜王町自治会連絡協議会代表	山中 修 (平成27年11月13日から)
竜王町エコライフ推進協議会会長	山田 清広
竜王町商工会女性部代表 株式会社ヌーベルムラチ代表取締役	邑地 礼子
地元企業代表 (ダイハツ工業株式会社滋賀(竜王)工場)	乾 良幸
竜王町社会教育団体代表 (竜王町壮年会代表)	城居 弥寿彦
自然観察指導員かわせみグループ代表	久保井 美喜子
農業従事者代表	竹山 勉
滋賀県東近江環境事務所所長	成宮 等 (平成27年11月12日まで)
滋賀県東近江環境事務所所長	川道 直介 (平成27年11月13日から)

資料-3 竜王町環境基本計画の策定経過

年 月 日		会議等	主な内容
平成 26 年度	1月16日	竜王町環境審議会	竜王町環境基本条例について 竜王町環境基本計画の骨子について
	2月5日 ～ 2月20日	竜王町環境基本計画策定にか かる町民アンケートの実施	18歳以上の町民 1,000名 中学2年生 118名 町内事業所 50社
	3月25日	竜王町環境審議会	アンケート結果について
平成 27 年度	11月13日	竜王町環境審議会	竜王町環境基本計画の素案について
	1月8日 ～ 1月22日	竜王町環境基本計画(案)のパ ブリックコメントの実施	
	2月1日	竜王町環境審議会	竜王町環境基本計画(案)について
	3月28日	竜王町環境審議会	竜王町環境基本計画(案)について

資料-4 竜王町環境審議会からの答申

平成28年3月28日
竜王町長 竹山 秀雄 様
竜王町環境審議会 会長 山根 浩二
竜王町環境基本計画の策定について（答申）
平成27年1月16日付け竜生第957号で諮問のあった標記の件について、「竜王町環境基本計画（案）」をとりまとめましたので答申いたします。
なお、本計画がより効果的に実践されるよう、下記の事項について留意いただき「次世代へ煌く環境と交竜の郷」の推進に努めてください。
記
1. この計画を広く周知し、町民、事業者との連携・協働を図ること。また、国や県の関係機関と連携を図ること。
2. この計画の実効性を高めるため、関係課と連携・調整を行い、各種施策の実現に向け取り組むこと。
3. この計画の趣旨が継承していくよう、人材育成に努めること。

資料-5 用語解説

あ行

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

うみのこ・やまのこ・たんぼのこ

滋賀県の自然体験型の環境学習事業のことです。小学生を対象に、うみのこ(フローティングスクール)では琵琶湖学習、やまのこでは山林での体験学習、たんぼのこでは田植えや稲刈り体験を行います。

エコアクション 21 (EA21)

環境省のガイドラインに基づく認証・登録制度で、中小企業等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価および環境報告をひとつに統合した環境配慮の手法です。

エコドライバー

ドライブマナーに優れたひとを「エコドライバー」と呼びます。エコドライバーは4つの幸せ(燃費の向上、地球温暖化を防止、安全、信頼)を得られます(環境省エコドライバープロジェクト)。

エコライフ

わたしたちの生活が、まわりの環境やわたしたち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルのことをいいます。

か行

外来種

外来種とはおおむね明治時代以降に、意図的または非意図的に、人間の活動に伴って外国から日本に持ち込まれた外国産の動植物および他の都道府県から滋賀県に持ち込まれた国内産の動植物のことをいいます。渡り鳥等は自然の力で移動するものなので、外来種とはみなしません。

環境学習

自然や環境を大切にする心を育み、環境保全やより良い環境を創造するために、主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習のことをいいます。

環境基準

「環境基本法」の規定により「人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全に関する行政上の目標のことをいいます。

環境マネジメントシステム(EMS)

企業や行政などの組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化されたものです。

間伐材

間伐とは、森林を育てるために森林に適度な光を入れ、木の過密化を解消するために木を間引くという作業をいい、間引かれた木材を間伐材といいます。

希少野生動植物種

滋賀県内に生息・生育する野生動植物の種であって、滋賀県で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブックに掲載された「絶滅危惧種」、「絶滅危惧増大種」および「希少種」に該当する野生動植物種。

(ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画(第2期)：平成23年4月滋賀県)

クールアース・デー

平成20年6月17日に開催された地球温暖化対策推進本部において、毎年7月7日を「クールアース・デー」とすることが決まりました。ライトダウンや、低炭素社会の構築への取り組みなど地球環境の大切さを見直す運動を国全体で行う日のことです。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のことをいいます。なお、耕作放棄地は多少手を加えれば耕地になる可能性のあるもので、長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は含みません。一般的には、遊休農地と同義語として扱われています。

コージェネレーションシステム

電力と熱を供給することをいい、発電に伴い発生する排熱を暖房・給湯などにも利用する熱効率の高いシステムのことです。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定地域およびその人々の集団をいいます。地域社会あるいは地域共同体などが該当します。

ごみの5R

次の5つの頭文字をとってこう呼ばれます。

- Reduce (リデュース:ごみなるものを減らす)
- Reuse (リユース:ものを繰り返し大事に使う)
- Recycle (リサイクル:もう一度資源として活用する)
- Refuse (リフーズ:必要のないもの(過剰包装)を断る)
- Regenerate (リジェネレート:再生品を使う)

コミュニティガーデン

地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までのすべて過程を自主的な活動によって支えている『緑の空間』やその活動そのものをいいます。

さ行

再生可能エネルギー等

次に掲げるエネルギー(燃焼の用に供する物、熱または電気をいう。以下同じ。)またはエネルギー利用形態をいう。

- ア 太陽光、風力、水力またはバイオマスを利用して得られるエネルギー、太陽熱、地熱その他の環境への負荷が少ないエネルギー
- イ 工場、変電所等から排出される熱、廃棄物を利用して得られるエネルギーその他のエネルギーまたは物品を再利用して得られるエネルギー
- ウ エネルギーの利用の効率を向上させ、または環境への負担を低減させるエネルギーの利用形態

里地里山(里山)

里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域です。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域です。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物を指します。

酸性雨

硫黄酸化物や窒素酸化物などの汚染物質を取り込んで、酸性(水素イオン指数(pH)の値が 5.6 以下を示す)の雨のことをいいます。陸水の酸性化、土壌の変質、森林の枯死をもたらし、生態系に影響を与えることが考えられます。

循環型社会

持続可能な社会を生み出すために生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効利用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどをめざす社会をいいます。大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる考え方として使われています。

水源かん養機能

雨水等を地下に浸透させ、保持し、水源を確保する機能のことをいいます。かん養された地下水は浄化され、長時間かけて河川に還元されます。かん養機能を有する森林や水田等が減少すると、保水・防災機能が低下し、洪水や濁水を引き起こす原因となります。

生態系

太陽光線、土、水、大気、野生生物の5つの要素が互いに関係しあいながら循環していることをいいます。

生物多様性

生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階、または地球全体に様々な生命が豊かに存在することをいいます。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。

た行

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランに加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルが定義されています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められています。

太陽光発電システム

半導体素子により太陽光エネルギーを電気に変換する装置のことをいいます。

太陽熱利用システム

太陽熱を集めて熱エネルギーとして利用するもので、給湯や冷暖房などに利用されています。

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のことをいいます。大気中に微量に含まれる二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、フロンなどが、温室効果ガス(Green House Gases : GHGs)といわれています。

低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低燃費・低排出ガス車など大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷の少ない自動車を総称していいます。

低燃費車

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準(トップランナー基準)の早期達成率で、ディーゼル車については、2005(平成17)年目標、ガソリン車については2010(平成22)年目標を早期に達成した車のことをいいます。

特定フロン

1987(昭和62)年の「モントリオール議定書」で、フロン11、フロン12、フロン113、フロン114、フロン115の5種類が規制の対象となり、1998(平成10)年までに1986(昭和61)年の消費量の50%に削減することが決まり、後に1989(平成元)年に「ヘルシンキ宣言」で2000(平成12)年までに全廃することが採択されました。この5種類のフロンを特定フロンと呼んでいます。

土地利用ゾーニング

農業振興計画や都市計画等の土地利用計画において、用途ごとに区分して一団の地域又は地区の指定等を行うことをいいます。

は行

パートナーシップ

持続可能な社会に向けて、経済社会を構成する複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいます。協働。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがあります。

ハイブリッド車

ガソリンエンジンやディーゼルエンジンなどの内燃機関と電気モータを搭載する自動車のことをいいます。内燃機関を搭載するため排気ガスは出ますが、通常のガソリン車などに比べて、二酸化炭素等の排出量が少ないことが特徴です。

ビオトープ

「生物の生息する場所」という意味のドイツ語で、生物の生息・生育可能な生態系が機能する空間のことをいいます。

風力発電

自然のエネルギーである風力を利用して回転エネルギーに変換し、電力エネルギーを得る方法です。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾルなど)のうち粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル: $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m)以下のものをいいます。

フロン

メタンまたはエタンの水素原子の一部、または全部をフッ素および塩素原子で置換してできた化合物の総称です。地球を取り巻くオゾン層を破壊し、皮膚がんの発生率を高めると警告がだされ、先進国では、すべて代替フロンに切り替えられました。

ま行

緑のカーテン

建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のことをいいます。これにより、窓から入り込む日差しを遮って、室温の上昇を抑制する効果があります。

や行

有害鳥獣

農林水産業、生活環境、生態系に係る被害が生じる野生鳥獣種のことをいいます。

有機栽培

化学肥料を施肥する農法に対して、堆肥やコンポストなど有機肥料を施肥し、無農薬または低農薬で作物を作る農法のことをいいます。

遊休農地

「農業経営基盤強化促進法」で規定された用語で、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地をいいます。一般的には、耕作放棄地同義語として扱われています。

ら行

リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器をいいます。リターナブル容器はワンウェイ容器のようにごみにならないことから、ごみの発生抑制の手段として有効です。日本では、代表的なリターナブル容器はビールびんと一升びんであり、活(いき)びんともよばれます。

B

BOD

「Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)」の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のことです。単位は一般的に mg/l で表わします。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味します。

C

COD

「Chemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)」の略称です。海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物等汚染源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/l で表したものです。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いということを示します。

I

ISO14001

国際標準化機構 (ISO:International Organization for Standardization) が定めた環境マネジメントシステムに関する国際標準規格のことをいいます。企業や団体が、環境方針、目標、計画およびその実施体制を定め、計画を実施するとともに、その実施状況や環境改善効果を点検し、必要に応じて計画や実施方法を見直す仕組みを導入することにより、継続的改善を進めるものです。

P

PDCA サイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法のことをいいます。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子です。

PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

竜王町環境計画

発行年月 平成 28 年(2016 年)3 月

発 行 竜王町 (生活安全課)

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地

URL : www.town.ryuoh.shiga.jp/

TEL : 0748-58-3703 / FAX : 0748-58-2573

E-mail : seian@town.ryuoh.shiga.jp

